

関西医科大学大学院医学研究科医科学専攻修士課程
設置の趣旨等を記載した書類目次

① 設置の趣旨及び必要性	1
② 修士課程設置の場合は既存の博士課程との関係	6
③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	6
④ 教育課程編成の考え方及び特色	7
⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色	15
⑥ 教育方法、履修方法、研究指導の方法及び修了要件	16
⑦ 施設、設備等の整備計画	20
⑧ 基礎となる学部との関係	22
⑨ 入学者選抜の概要	22
⑩ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	25
⑪ 管理運営	27
⑫ 自己点検・評価	28
⑬ 情報の公表	28
⑭ 教育内容等の改善のための組織的な研修等	30

① 設置の趣旨及び必要性

1. 関西医科大学の沿革と建学の精神

関西医科大学（以下、本学）は昭和3年6月30日に現枚方市牧野に設立した大阪女子高等医学専門学校を前身とし、その後、昭和29年12月1日に関西医科大学と改称し男女共学制となった。昭和35年に医学進学課程（教養課程）、昭和36年に大学院（医学研究科博士課程）を設置し、平成30年度に創立90周年を迎えた医療系大学である。本学は「慈仁心鏡」、すなわち慈しみ・めぐみ・愛を心の規範として生きる医療人を育成することを建学の精神とし、自由・自律・自学を学風としている。

本学の教育理念は学問的探究心を備え、幅広い教養と国際的視野を持つ人間性豊かな良医の育成であり、設立以降8,367名の卒業生を医学・医療分野に輩出してきた。本学は医学部医学科、医学研究科博士課程に加え、研究施設として附属生命医学研究所を有し、医学教育・医学研究に邁進している。医学研究科では医学に関する基礎生命科学の基礎理論並びに先端医療への応用を学習・研究することにより、医学研究者として自立し国際的研究活動を行うのに必要な高度の研究能力と、指導的医療人にふさわしい豊かな学識及び人間性を養うことを理念としている。この理念のもと、本学医学研究科博士課程は、昭和36年に設置以来、昨年度までに、累計で課程博士1039名、論文博士729名を輩出している。

また附属医療機関として附属病院（751床：大阪府枚方市）、総合医療センター（477床：大阪府守口市）、香里病院（199床：大阪府寝屋川市）、くずは病院（94床：大阪府枚方市）と健診業務を中心とした外来診療のみの天満橋総合クリニック（大阪府大阪市）を持ち、大学が所在する大阪府北東部である北河内地区（枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市、守口市、門真市、大東市）の医療の中心を担っている。附属病院は特定機能病院として指定され、高度医療の提供・臨床研究・医師養成などの実績を有している。加えて、昨年度、がんゲノム医療連携病院の指定を受けると共に、大阪府における難病診療連携拠点病院としての認可も受けている。またこれまでに経験のない超高齢化社会を迎える中、近隣地域において健やかな長寿社会を支えるべく、平成30年度にリハビリテーション医学講座を新設すると共に、在宅で療養する高齢者への医療ニーズが高まってきていることをふまえ、平成28年に香里病院に訪問看護ステーションを設置、平成30年には通所リハビリテーションや訪問看護センターを併設したくずは病院を開設した。

本学は医学進学課程を設置以降、牧野地区（枚方市）で教養教育を、滝井地区（守口市）で基礎医学教育を、平成18年からは附属病院のある枚方地区（枚方市）で臨床実習を行っていたが、平成25年に枚方地区に新学舎を建設し、附属枚方病院（現：附属病院）と学舎とを集約させることで、教育・研究・医療の強化を図ってきた。この方針を発展させるべく、平成30年4月に看護学部、看護学研究科を開設し、令和3年4月には理学

療法士、作業療法士養成を目的としたリハビリテーション学部の開設を目指すなど、単科大学から医療系複合大学への進化の途上にある。特に医学部においては、再生医療やゲノム情報に基づくオーダーメイド医療に携わる医療人の育成と研究基盤の強化を目指し、基礎社会医学系講座を再編し、iPS・幹細胞やゲノム情報など次世代型医療の中核となる新技術開発に携わる部門を新設し多数の専任教員を迎えた。加えて、社会的な要請の高い人工知能（AI）の医療応用を研究する新部門も設置している。さらに、本年度からは、大阪歯科大学・摂南大学・本学の間で医歯薬連携協定を結び、大学間共同研究を推進する体制を整えている。

2. 修士課程設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨

本学大学院医学研究科博士課程においては、基礎医学、社会医学、臨床医学系の高度に専門的な各研究分野において、医学に関する基礎生命科学の基礎理論並びに先端医療への応用を学習・研究することにより、医学研究者、高度専門的医療人の育成を進めてきた。しかしながら、昨今の医学・生物学の進歩は目覚ましく、全く新規の生物学的な発見がシームレスに臨床の現場へと応用されつつある。具体的には、山中伸弥先生（京都大学 iPS 細胞研究所）によって見出された iPS 細胞が再生医療という医療分野を切り拓いた事例をはじめ、昨年度本庶佑先生（京都大学高等研究院）のノーベル生理学・医学賞の受賞対象となった免疫チェックポイント療法に代表される抗体医薬の開発・応用、さらにバクテリアで見出されたゲノム編集技術の応用による先天的な遺伝病の治療などが挙げられる。加えて、医療の現場においては、従来の経験則に基づく医療方針に代わり、エビデンスに基づいた医学（EBM: evidence-based medicine）を正しく実践するための統計学的知識も求められている。医学・医療がカバーしなくてはならない範囲は急速に広がっており、生物学・薬学・農学に加え数理工学や情報科学など自然科学系の最新の知見を有した人材の確保が急務となっている。その一方で、技術革新の進む医療と高度化する自然科学の間を橋渡しできる人材は稀であり、特に、急速に進歩する最新の医学知識を実社会に役立てる科学リテラシーをもつ人材や、今後需要が急拡大すると予想されるゲノム情報を予防医学・オーダーメイド医療に適用可能な人材、少子高齢化の進む社会の中で AI・ロボット技術を介護の現場に繋げられる人材など、これからの医療を支える次世代の人材を育成する必要性が社会的に高まっている。

以上の状況に鑑み、本学が目指す高度次世代医療並びに医科学研究を加速する上で、広範な自然科学の知識に基づき、再生医学などの新たな医科学研究領域を学ぶ「先端医科学」に加え、ゲノム情報や医療情報を融合させた情報科学を学ぶ「ゲノム医科学」、健康医学や工学的アプローチによる新たな医療を学ぶ「医用工学」の 3 つの領域からなる

修士課程の設置を通じて、社会的ニーズと医療との橋渡しを担う人材育成を図る。

(2) 社会的必要性

20 世紀末からの生命科学と医学の爆発的な進歩に伴い、病気の克服を目指す医学研究の分野においても、従来の医学教育では網羅できない、広範で重層的な知識体系の導入が不可欠となっている。実際、現在の医学研究は、高度に専門化した生命科学の技術を駆使して分子レベルの解析を行うことが当たり前となっており、世界的には、単に医学的な知識を有する限られた人数の医学部出身者が疾患の研究を行うだけでは十分な成果に結びつかず、他の生命科学系学部出身者がその専門領域の知識と技術を駆使して医学研究に参画し、互いの弱点を補い長所を高め合いながら進めることが必須の条件となっている。

一方、我が国では、近年の医学の細分化や専門化、新臨床研修医制度・新専門医制度の発足などに伴い、以前に比べ医学部医学科卒業者が臨床に進む傾向がより強まり、反対に医学研究、特に基礎医学やトランスレーショナル研究分野に進む医学部医学科出身者は年々少なくなっている。従って、我が国が健康長寿国家であり続ける上で必要となる高度医療を支えうる人材を確保する制度・環境を整えることが、今や喫緊の課題となっている。

さらに、平成 31 年 1 月に文部科学省中央教育審議会大学分科会によって提言された「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿」において指摘されたように、今後の複雑化する世界に対応可能な知識人を育成する上では、現状の医学・薬学・工学といった分野が個々に教育を施すシステムを超えて、分野間の相互の連携を具現化できるような新規の教育制度がますます重要になってくるものと思われる。

以上の情勢に応え、今後医学教育や研究の分野において必要な従事者を確保していく上でも、広く生命科学のバックグラウンドを有する学生を対象に、社会的ニーズと医療現場との橋渡しを EBM の視点から実現できる人材の育成を目指す修士課程の設置が必要になる。

(3) 養成する人材像

「先端医科学」分野においては、近年飛躍的な進歩を遂げる iPS・幹細胞医学や神経・免疫といった高次生命現象分野において科学研究・医学研究を下支えする人材や、博士課程に進み将来の医学研究・教育を牽引する人材、ならびにこれら専門化する医学知識を一般社会に適切に還元できるだけの科学リテラシーを持った人材の育成を目指す。この分野によって育てられる医科学研究者は、大学の医学部や医科系研究所における技術系職員として研究及び教育レベルの向上に寄与するだけでなく、広く製薬関連メーカーなど一般企

業において医学研究の素養を発揮することで、我が国の医学系分野の国際競争力の維持・拡大に大きく貢献するものと考えられ、政府が掲げる我が国の成長戦略を支える人材になるものと考えられる。また、平成 26 年に閣議決定された「健康・医療戦略」に謳われた「国民全体に対して、健康や病気に関する理解力の底上げ」を担う、科学ジャーナリストの輩出に寄与することが期待される。

「ゲノム医科学」分野においては、平成 29 年「ゲノム医療実現推進に関するアドバイザリーボード」によって提言された、ゲノム情報に関する深い知識を持ち、今後の予防医学並びにオーダーメイド医療の場で活躍する人材の育成を目指す。この分野によって育てられる人材は、現在アカデミア・民間を問わず慢性的な人材不足が問題となっている、医療ビッグデータを活用できるバイオインフォマティシャンや、大学や各種研究機関で教育・研究に従事する生物・医療統計の専門家、ならびにがんゲノム医療中核拠点病院・難病診療連携拠点病院など高度医療を担う医療機関で働く遺伝コーディネーターなどとして活躍することが期待される。

「医用工学」分野においては、「保健医療 2035」や平成 30 年「未来投資戦略 2018」によって提言されたように、少子高齢化が進む中で、AI・ロボット技術を介護現場へと繋げる人材や、医療・介護のニーズとシーズをマッチングできる人材の育成を目指す。この分野によって育てられる人材は、現代が直面している高齢化社会の中で医工連携の視点から健康増進に取り組む次世代の研究者・教育者や、工学の視点から高齢者・障がい者の介護・リハビリテーションの効率化に取り組む作業療法士・理学療法士など新時代を担うコメディカル、ならびに医療機器の企画・設計・医療現場における事業化などに取り組むマネジメント分野の人材として活躍することが期待される。

(4) 人材養成の目標

薬学・工学・理学・農学などの生命科学関連学科で学んできた学生やより高度な専門性修得を目指すコメディカルを対象に、それぞれの分野における知識を基盤として、医科学分野の新たな知識を統合的に学修させ、最先端の医科学研究を実践することで、今後の多様な医学・医療関連の分野で活躍できる人材の育成を目指す。

そのため、設置を予定する 3 つの分野「先端医科学」「ゲノム医科学」「医用工学」に共通する医学教育を施し、分子レベルから個体レベルに至る生体機能と、それに関連した疾患の基本的な知識を修得させ、最先端の組織学・分子生物学・遺伝学などの生命科学技術を駆使することで、医科学研究を理解する能力を養う。その後、3 つの分野に分かれたコースワークを履修し、「先端医科学」分野においては iPS・幹細胞医学に代表される再生医療や神経・免疫といった高次生命現象などの専門知識を有し活用できる人材を、「ゲノム医科学」分野においては、個人に最適な医療を目指す上で不可欠な疾患関連遺

伝子やバイオマーカーなどのゲノム情報を活用できる人材を、また「医用工学」分野においては健康寿命を支える介護・リハビリ分野の AI・ロボット技術を介護現場へと繋げる人材や、医療・介護のニーズとシーズをマッチングできる人材を、それぞれ養成する。

3つの分野のいずれにおいても、基礎と臨床の交流を通じて、トランスレーショナルリサーチに対応できる人材の育成を目指す。また、世界的な業績を有する特別講師による先端的なセミナーを受講する機会を設けることで、国内外の研究機関で行われているトランスレーショナルリサーチの実態を把握できるようにする。このような課程を学修することによって、疾患にリンクした最先端の医学研究を行う基本を身につけることができるばかりでなく、医療の現場の問題点を身近に感じることができると期待できる。これら先端的な生命科学研究や医学研究に触れることは、より専門性の高い医学関連の研究教育職を目指す学生にとっても貴重な機会となる。

3. 教育の理念とディプロマ・ポリシー

本学は「慈仁心鏡」すなわち慈しみ・めぐみ・愛を心の規範として生きる医人を育成することを建学の精神とし、90年を超えて優れた人材を育成してきた。修士課程における教育の理念、ポリシーは次のとおりである。【資料1】

(1) 教育の理念

関西医科大学大学院医学研究科医科学専攻の修士課程は、医学部医学科以外の出身者を対象に、医学に関連する生命科学の基礎並びに先端医療に関する専門教育を行うことにより、それぞれの出身領域の知識を医療の場へと有機的に結びつけることのできる、これからの医学研究・医療を支える人材を育成することを理念とする。

1. 幅広い知識と技能の修得：医学部医学科以外の修了生を対象に、幅広い医学の基礎知識を基盤として、最先端の医学研究に触れることで、基礎的医学研究能力を養う。
2. 高度専門職業人の育成：豊かな人間性と広い学識を併せもち、今後の多様な医学・医療関連分野で活躍できる高度専門職業人を育成する。
3. 社会貢献：自らの学修成果をもって、次世代の医学・医療の発展に寄与するとともに、地域社会に貢献する人材を養成する。

(2) ディプロマ・ポリシー

関西医科大学大学院医学研究科医科学専攻修士課程を修了し、先端医科学分野、ゲノム医科学分野、医用工学分野の各分野に定める、以下の教育目標を全て満たしたと認められる者に修士（医科学）の学位を授与する。

【先端医科学分野】

1. 幅広い医学の基礎知識と、高い倫理観を身につけている。

2. 高次生命現象を理解し医学研究・医療現場に活用するために必要な専門的知識と技能がある。
3. 自らの専門領域において、研究活動を行うのに必要な科学的分析能力と問題解決力がある。

【ゲノム医科学分野】

1. 幅広い医学の基礎知識と、高い倫理観を身につけている。
2. ゲノム情報を医学研究・医療現場に活用するために必要な専門的知識と技能がある。
3. 自らの専門領域において、研究活動を行うのに必要な科学的分析能力と問題解決力がある。

【医用工学分野】

1. 幅広い医学の基礎知識と、高い倫理観を身につけている。
2. 医療介護分野のニーズに応えるために必要な専門的知識と技能がある。
3. 自らの専門領域において、研究活動を行うのに必要な科学的分析能力と問題解決力がある。

② 修士課程設置の場合は既存の博士課程との関係

修士課程を修了し、さらに高度な研究を希望する学生は、研究分野として本課程と継続性のある本学既設の医学研究科博士課程へ進学することが可能である。本学の博士課程教育では極めて高いレベルの研究成果が学生に期待されており、学位授与にあたっては研究成果が科学専門誌に受理されることが求められるのに対し、修士課程では、幅広い医学知識に基づき、研究活動を行うのに必要な分析能力・問題解決能力を有することを示すことが学位授与の要件となる。

修士課程に入学した学生は、後述の通り、特別研究科目の指導教員の研究室に所属して学修を進める。修士課程の指導教員は、全員、博士課程の指導教員を兼ねており、学位授与の要件は異なるものの、同一指導教員が修士課程から博士課程に至る教育に一貫して携わるため、学生は修士課程のうちから博士課程の高い学問水準に触れ、より高次のレベルで必要とされる研究力を意識しながら研究および学修を進めると共に、博士課程で必要とされる知識や技術の先行取得が可能となる。

③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学の医学研究科に新たに設置する専攻の名称は、次のとおりとする。

医科学専攻修士課程 Master's Program in Medical Sciences

修了者に授与する学位の名称は次のとおりとする。

④ 教育課程編成の考え方及び特色

本課程は、「医学部医学科以外の生命科学関連学科の卒業生（学士）に、自らのバックグラウンドに加えて医学研究遂行に必要な医学知識を修得させることで、高度な医療知識を広く社会に還元できる人材を育成する」ことを目指すべく、共通科目として基礎的な医学知識の修得を進めると共に、「先端医科学」「ゲノム医科学」「医用工学」の3つの分野に分かれて専門的な学修に取り組む。

1. カリキュラム・ポリシー

医学研究科修士課程では、医学部医学科以外で様々な学問を修得してきた学生が入学してくることから、「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、学生が修得しなければならない以下の教育課程を編成する。

1. 共通科目

（大学院総合講義）

研究を進めるにあたって必要な知識を修得するとともに、著名な研究者の講演から、研究に対する姿勢を学ぶ。

（医科学概論）

医学に関連する生命科学分野及び臨床医学の基礎的知識を、バランスよく学修する。

（医学英語）

キャリアを形成するために必要な医学英語およびメディカルコミュニケーションに関する基礎的知識を、学修する。

2. 専門科目

（講義科目）

入学時に自らが選択した先端医科学、ゲノム医科学、医用工学の3つの各分野に設定された科目を履修し、多様化する医療ニーズに応えるために必要な専門的知識、技能を修得する。

（特別研究科目）

自らの専門領域において、演習、研究・論文作成指導を受けることにより、基礎的な医科学研究を遂行するに足りる科学的分析能力と問題解決力を修得する。

なお、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは関連しており、その対応表は資料のとおりである。【資料7】

全員が必修で履修する共通科目では、幅広い医学の基礎知識と、高い倫理観を身につけ

ることを目標とする。専門科目（講義科目）では、医学の基礎知識に加えて、自身が所属する分野の学修に必要な専門的知識と技能、及び研究活動を行うのに必要な科学的分析能力と問題解決能力を身につけることを目標とする。専門科目（特別研究科目）では、自身が所属する分野の学修に必要な専門的知識と技能、及び研究活動を行うのに必要な科学的分析能力と問題解決能力を身につけることを目標とする。

カリキュラム・ポリシーに基づく各科目を履修することで、本課程が示すディプロマ・ポリシーに則った人材が養成され、修了後にそれぞれの分野での活躍が可能になる。

2. 授業の方法と単位

(1) 授業の方法

本課程で実施する授業は、講義と演習とする。

共通科目（講義 8 単位）では、本課程での履修を進めるにあたって必要な概念や基本的知識、英語能力を教授する。専門科目は講義科目（講義 12 単位以上）と特別研究科目（演習 10 単位）で構成する。講義や演習を通じて学生が所属する分野に必要な専門的知識や技能を教授するとともに、自身のテーマに沿った研究・論文作成指導を行う。

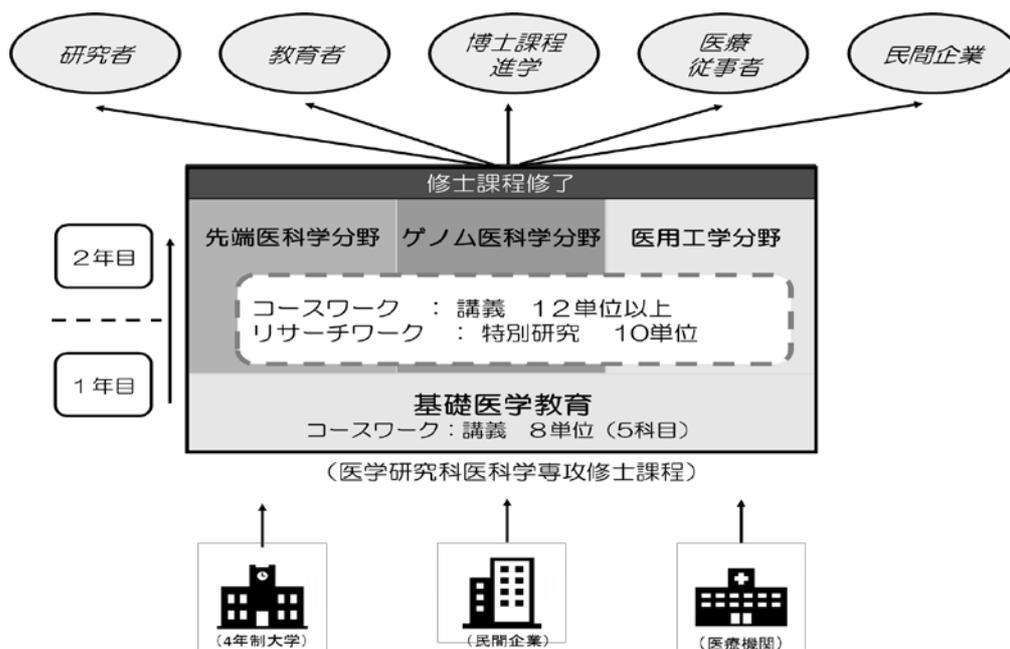
(2) 単位

授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次のとおりとする。

講義：15 時間の授業をもって、1 単位とする。

演習：15 時間の授業をもって、1 単位とする。

(医科学専攻修士課程イメージ)



3. 教育課程の特色

本学医学研究科修士課程では、全ての分野で必要となる基礎的な医学知識について共通科目を設け、必修科目とする。その後、分野別に専門科目を設け、共通科目で得た知識・技術を元に、それぞれの学生が自らの関心に応じて科目を選択し学修を進める。

(1) 3つの分野

【 先端医科学分野 】

医学・生物学の領域において先端的でグローバルな研究を展開しうる人材の養成を目指す教育課程を編成する。

【 ゲノム医科学分野 】

生命科学と情報科学（バイオインフォマティクス）に精通し、ゲノム情報に基づく個別化医療・予防医学研究を推進しうる人材およびゲノム医学に関して深く幅広い見識を持つ人材の養成を目指す教育課程を編成する。

【 医用工学分野 】

生体計測・情報工学・ロボット工学等における先端的な知識と技術を、医療のニーズに結び付けて教育することで、医用工学研究を推進するとともに、医用工学を生活支援や生体再建に活用できる人材の養成を目指す教育課程を編成する。

(2) コースワーク

基礎的な医学的知識と専門的知識・能力の修得に加え、学修課題を複数の科目を履修することで体系的に身につける。

【 共通科目 】

共通科目では、学生が分野に関わらず、基礎的な医学的知識を体系的に身につけることができるよう科目を配置する。

① 「大学院総合講義」(1 単位、1 年 1,2 学期、必修) :

研究成果が社会と密接に繋がる現代においては、研究倫理の概念と具体的な内容に関する知識は、研究に携わるものにとって必須のものであり、さらに医学領域での研究を進めるにあたっては、医学倫理についての深い理解が必要となる。また、急速な情報社会の中で、研究に必要な情報を如何に迅速かつ正確に取得し利用するかは、研究者にとって重要な能力となる。本総合講義では、これら研究を進めるにあたって必要な知識を習得するとともに、著名な研究者の講演から、研究に対する姿勢を学ぶことを目的とする。

② 「医科学概論Ⅰ」(2 単位、1 年 1 学期、必修) :

専門領域を学ぶために必須の人体の構造と機能についての基礎知識を身につける。この中には、細胞機能を担う分子についての分子レベルの知識、細胞内小器官とそのはたらきについての細胞レベルの知識、さまざまな細胞の機能的な集合体である組織レベルの知識、さらに人体固有の解剖学的知識を含む。

③ 「医科学概論Ⅱ」(1 単位、1 年 1 学期、必修) :

専門領域での理解を深めるために必須な、分子生物学的な基礎知識を身につける。この中には、(1)原核生物及び真核生物における遺伝子の転写翻訳、これらの調節メカニズム、(2)ゲノムの構造と複製メカニズム、(3)遺伝と進化のメカニズム、さらには、(4)上記に対する調査研究手法の基礎知識を含んでいる。

④ 「医科学概論Ⅲ」(2 単位、1 年 2,3 学期、必修) :

医科学研究を行う上で必要な主要な疾患についての基礎知識を身につけるとともに、現代の医学の到達点と限界、医療上のニーズがどこにあるかを理解することを目的とする。臨床各領域の代表的疾患について、病態、症状、身体所見、検査所見、治療法の概要を学ぶ。具体的な臨床事例を用いてさまざまな疾患の診断から治療に至るまでの流れを学習する。

⑤ 「医学英語」(2 単位、1 年 1 学期、必修) :

医科学のプロフェッショナルとして国際的に活躍しキャリアを形成するために必要

な医学英語及びメディカルコミュニケーションに関する基礎知識を身につける。特に、英語による情報収集及び英語による研究成果発表に必要な知識とノウハウを身につける。

【 専門科目（講義科目） 】

共通科目を履修後は、各分野に設けられた専門科目（講義科目）を履修し、自らの研究課題を明確にすると同時に、必要な知識、技術を修得する。

< 先端医科学分野 >

①「再生医学」(2単位、1年2,3学期、選択)：

再生医学に関して、最新の知識と研究の動向を学ぶ。再生医学の総論および各論から構成される授業により、再生医学研究の意義を理解する。再生医療における独創的な研究を立案する過程、遂行する技術を知る。再生医学に関する広い視点もち、最新の医学を一般社会に還元し、医学の発展に寄与することができる人材の育成を目指す。

②「免疫・アレルギー」(2単位、1年2,3学期、選択)：

免疫系は感染の脅威から生命を守る大切な仕組みである一方、過剰な免疫反応はアレルギーや自己免疫疾患を引き起こす。さらに近年の研究からは、肥満や高血圧といった生活習慣病の背景に慢性的な免疫反応が存在することも明らかにされつつある。本科目では、免疫系を構成する組織と細胞についての基礎知識を身に付けた上で、免疫系の認識機構の成立メカニズム、自己寛容成立の機構、自然免疫・獲得免疫における多様な免疫応答の分子基盤を理解する。さらに、免疫系の異常に伴う免疫不全症・アレルギー・自己免疫疾患など多様な病態とその発症機構を理解する。

③「神経科学」(2単位、1年2,3学期、選択)：

最後のブラックボックスと言われた脳であるが、遺伝子操作や画像処理等の新たな技術・計算論がこれまでの知見と融合することにより、その機能がついに明らかになってきた。本科目では研究の最先端を行く研究者と、それぞれの分野について熱く語る。さらに、精神神経疾患の治療と研究に携わっている臨床の最前線についても学ぶ。

④「創薬科学」(2単位、1年2,3学期、選択)：

基礎研究から実用化までを実際の事例を基に学ぶ。シーズの発見、臨床試験の準備、技術の移転、ライセンス化、市場販売など、大学発ベンチャーに向けて何が必要かを考える。創薬プロセスにおける薬事と知財（特許など）の連結を進める戦略的方法論

を理解し、創薬研究を目的としたアカデミアの貢献から産学連携のあり方を考えられる人材の育成を目指す。

⑤「がん生物学」(2単位、1年2,3学期、選択)：

近年の生命医学研究の進展により導入された研究手法の数々は、種々の基礎研究分野に革命的な進展をもたらしている。とりわけ、シングル・セルRNAシーケンス法、細胞系譜追跡法、オルガノイド培養、多色4次元イメージング、組織の透明化法の開発などは、発生生物学、幹細胞生物学、腫瘍生物学、再生医学等において非常に有用であり、またこれらの研究分野はお互いに密接に関連していることから、近年悪性腫瘍に対する基礎的理解は飛躍的に深まったと言ってよい。また同時にこれらは分子標的薬開発を通じてがん治療開発に大いに貢献している。

本科目では、こうした近年の生命医学研究において導入された新しい研究手法を用いて得られた基礎生物学的知見ががん生物学、がん治療に具体的にどのような進展をもたらしつつあるかについて総論、各論に分けて議論する。

<ゲノム医科学分野>

①「生命情報処理学」(2単位、1学年2,3学期、選択)：

本講義では、最先端のシーケンサーやコンピューター処理速度の向上などに伴い生成される医学生命ビッグデータを取り扱う際に必要となる情報処理技術を体系的に学習する。基礎的なプログラムやアルゴリズムから、人工知能に至る応用まで、幅広い分野を網羅し、将来のバイオインフォマティクス技術者やデータサイエンティストを養成する。

②「ゲノム医科学」(2単位、1学年2,3学期、選択)：

近年のゲノム解析技術の飛躍的な進歩により、ゲノム情報に基づく個別化医療「プレジジョン・メディシン (Precision Medicine)」の実用化に向けた体制整備が急速に進んでいる。本講義では、ヒトゲノム・遺伝学の基礎、及び、ゲノム上に生じる変異によって引き起こされる多様な表現型(疾患)との関連について理解を深め、今後益々発展が期待されるゲノム医療に必要な知識を養う。

③「統計遺伝学」(2単位、2学年1学期、選択)：

統計遺伝学の理論・手法・応用のために必要な知識と数学的基礎を学ぶ。遺伝学的解析手法の必須概念である、統計量、比較、順序、距離、次元、空間、グラフ、確率・尤度、数え上げなどを取り上げ、多岐に渡るヒトゲノム解析諸手法を正確に理解する

ための基礎を養うとともに、統計遺伝学の理論研究に取り組むための素養を身につける。

④「ゲノム解析学」(2単位、2学年1学期、選択)：

本講義の目的は、ゲノム科学の発展が21世紀の医学研究や医療にいかなるインパクトを与えるのかを理解することにある。生命科学の歴史の中でゲノム科学に携わっている研究者の研究成果が何を生み出してきたか、また将来何を生み出しうるのかを理解し、またその医学への応用について学ぶことを最重要目標とする。「予防医学の時代」と言われている21世紀の医学・医療の中でゲノム解析の果たす役割や今後のゲノム医学のあるべき姿を講義を通して考え、理解を深める。ゲノム医学の基礎的かつ主要な解析技術と方法論について学ぶ。

< 医用工学分野 >

①「医工学生活支援概論」(2単位、1学年2,3学期、選択)：

人としての活動を支えるためには、快・不快情動や痛み、老化などの様々な生命現象を捉えた上で、背景にある個人的・社会的ニーズを満足させるような生活支援が求められる。生活支援戦略の未来創生には医学と工学の融合が必要不可欠となっている。本コースでは、生活支援の医療現場で展開されている実践知識を修得し、探求されるべき課題を見出すことを目標とする。

②「生体計測工学」(2単位、1学年2,3学期、選択)：

生体を計測する基本原理としては、光、電気、放射線、力学的振動などさまざまな物理現象があり、医用工学分野を研究対象とする場合には、これらの技術を網羅的かつ体系的に理解することが重要である。そこで、本科目ではこうした生体計測工学の基礎(各種生体信号の計測技術、信号解析技術)から実際の臨床で用いられている各種計測機器(生理学検査機器・画像診断装置など)の特性まで幅広く講義する。

③「社会連携医工学」(2単位、1学年2,3学期、選択)：

近年の健康意識の向上、医学的知識の飛躍的な増大とテクノロジーの進歩から、ヘルスケア分野における医工融合の促進と社会実装が期待されている。本科目では、医学的見地からみたヘルスケアの理論を理解し、ヘルスケアへのテクノロジーの応用に必要な工学的知識、さらに新たな知見や技術を社会実装するために必要な関連法規やマーケティング、マネジメント手法を学ぶ。これらに関連づけて学修することにより、ヘルスケア分野での医工融合という社会的ニーズに応えられる能力を身につける。

④「臨床病態治療学」(2単位、2学年1学期、選択)：

生活を脅かし、健康寿命短縮の直接的あるいは間接的な原因となる疾病や外傷の病態を理解し、エビデンスに基づいた治療戦略について学ぶとともに、各分野における臨床研究の概要と課題を把握する。

⑤「スポーツ医学」(2単位、2学年1学期、選択)：

スポーツ医学として、運動、スポーツの機能的意義、実施方法、評価方法を学ぶ。その基礎となる運動理論に加えて、脳機能やインスリン抵抗性の改善など生体機能への効果を理解する。さらに、運動、スポーツの社会的意義、ヘルスリテラシーとしての価値を理解する。

(3) リサーチワーク

リサーチワークにおいては、それぞれの分野における研究を行う。研究を進める上で必要となる知識及び基礎的な研究手法等を演習や実習を通して学修する。

【 専門科目 (特別研究科目) 】(10単位、1年2学期～2年3学期、選択)：

3つの研究分野(先端医科学、ゲノム医科学、医用工学)にそれぞれ18、5、5人の指導教員を配置し、学生は入学時点で指導を希望した分野に所属する指導教員から、演習、実習、研究・論文作成指導を受ける。この科目では、2学年2学期に実施する中間発表会をはじめ、学内で実施される様々な発表の機会を通じて、指導教員以外の教員からも幅広く指導を受ける。

4. 修了後の進路・取得可能資格など

一般に、多くの企業は、理科系学生の採用に関しては、学士より修士に期待を寄せているとされており、理科系大学における修士課程進学率の高さが間接的にこのことを裏付けている。これらの現状から、本課程の修了者は、医学・薬学関連の数多くのポジションに対応することが可能であり、社会的ニーズに応えられるものと考えられる。

医学部医学科以外の理科系学部の生命科学関連学科の出身者に対し、上記のような医科学研究の基礎を身につけた結果として、具体的な進路先として想定されるのは、1) 医学／生命科学関連の大学・研究所や医療機関における技術職や研究職、2) 製薬企業や医学薬学関連の企業の研究者あるいは研究に関連する職種などであり、一部の学生は、さらに高度な専門性を求めて、3) 医学／生命科学系博士課程に進学し、より専門性の高い大学や医科学関連の研究所の教育職や研究者を目指すことも期待される。また、本課程の指導

教員は全体で30社以上の医学薬学関連企業や医用工学関連企業との共同研究を進めており、特別研究での研究内容が修了後の進路選択に繋がる可能性が大きい。

具体的なキャリアパスとして、「先端医科学」分野の履修生は、大学院博士課程への進学や研究機関での研究職・技術職に加え、高度な医療知識が要求される特許事務所・ジャーナリズムなどを進路として選択可能である。「ゲノム医科学」分野の履修生については、同じく大学院博士課程や研究機関が進路として考えられる他、将来的に遺伝コーディネーターなどの医療従事者として医療機関で活躍することが期待される。加えて、ゲノム情報に代表されるビッグデータを扱う技術は、様々な一般企業においても今後より一層重要性を増すものと想像される。一方、「医用工学」分野の履修生については、医療現場における指導者・教育者としての活躍が期待される他、介護の分野において機器開発と医療現場との橋渡しを行うマネジメント業務に携わるといった選択肢が考えられる。

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方

教育の理念、目標に「幅広い知識と技能の修得」「高度専門職業人の育成」「地域社会に貢献できる人材の養成」を掲げ、これを達成するために生命科学や医学の領域で深い知識と豊かな経験をもつ教員の編成とした。

医学研究科博士課程においては、基礎医学研究、臨床医学研究に関する各研究分野に令和元年度現在、55名の専任教員からなる指導教授を配置している。本課程では、このうち、29名の教員を研究指導にあたる専任教員として配置する。

本課程の専任教員の編成は次のとおりで、全員が博士号を取得者で卓越した研究指導能力を有している。

専攻	教授	准教授	講師	計
医科学専攻（修士課程）	24	4	1	29

上記のうち、半数弱の12名が医師免許を有しない教員であり、理学、工学、薬学のいずれかの博士号取得者である。医師免許を有する教員のみならず、広く生命科学分野における教員を擁しており、多様なバックグラウンドを持つ本課程の専任教員は、医学部医学科以外の学校から入学してくる学生を教育するに相応しい編成であるといえる。

指導教員には、先端医科学分野18名、ゲノム医科学分野5名、医用工学分野5名を配置する。全員が受講する共通科目において、医科学研究を行う上での基礎知識を教授することから、必然的に医学・生物学領域の教員を多く配置することになった。ゲノム医科学分

野、医用工学分野の指導教員は各 5 名ではあるが、兼任教員も多く配置し、学内で実施される様々な発表の機会を通じて、所属分野以外の指導教員からも広く指導を受けることが可能である。本課程では分野ごとの定員は設定しないが、仮に分野ごとの入学者数に偏りが生じた場合であっても、教員数、研究設備において、演習、実習、研究・論文作成指導には問題はないと考える。

2. 教員組織体制

本課程の専任教員は、その基礎となる医学部の教員を兼務している。医学部には、在学生 724 名に対し専任教員が 709 名在籍している。医学部においては講義・演習・実習の授業科目のほとんどがその専門性を鑑みてオムニバス形式による授業であり、かつ、講師や助教も授業を担当しているため、1 人の教員に負担が偏ることはない。また、博士課程においても、指導教授 55 名、指導教員 225 名と十分な専任教員で構成しており、負担は分散できている。

なお、専任教員の大学における各種業務の負担率は、資料のとおりである。多量の業務があるものの、本課程での業務も滞りなく遂行できる負担率であり、本課程は入学定員 8 名、収容定員 16 名と少数であることを踏まえると、教員に対し多くの負担がかかることはなく、適切な体制を整えている。【資料 14】

3. 教員の年齢構成と定年等への対応

専任教員の開設年度における年齢構成は、十分な研究指導能力を有する教員を配置したことにより、40 代が 6 名、50 代が 17 名、60 代が 7 名である。20 代、30 代の専任教員は配置しないが、兼任教員には複数名配置し、これら若手教員が大学院教育に携わっていく中で教育・研究実績を積むことにより、研究指導能力の向上を見込むことが可能であるため、今後起こりうる世代交代にも十分に対応可能である。

本学の定年は、主任教授が 67 歳、管理の職に就いている者が 65 歳、その他は 63 歳と規定されているが、完成年度内に当該規定に抵触する教員はいない。完成年度以降に定年退職となる教員の補充は、医学部の専任教員或いは他大学において研究指導を担った経験のある者を選考に関する規定に基づき採用する。【資料 2、3、4】

⑥ 教育方法、履修方法、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法と履修スケジュール

授業期間は年間 35 週を基本とし、4 月から 8 月を 1 学期、9 月から 12 月を 2 学期、1 月から 3 月を 3 学期とする 3 学期制とする。授業時間は 1 コマを 90 分とし、1 時限 9:00～10:30、2 時限 10:40～12:10、3 時限 13:00～14:30、4 時限 14:40～16:10、5 時限 16:20～17:50、6

時限 18:00～19:30、7 時限 19:40～21:10 とする。講義は 1 単位 15 時間、演習並びに実習は 30 時間を基準とする。【資料 5】

学生の研究分野の選定については、入学試験出願時に決定しておく必要があり、研究分野ごとに実施する筆記試験に合格しなければならない。出願前には事前受験相談をすることが可能であり、学生が学びたい内容と指導を受けたい分野を聞き取り、関連する教員の専門領域、並びに研究指導方針・方法を学生に説明することで、入学後のミスマッチを防ぐ。本課程では、医学研究遂行に必要な医学知識を修得することを目的に、共通科目として「大学院総合講義」、「医科学概論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「医学英語」を設ける。また、各分野における専門知識の修得を目的に、専門科目として、先端医科学分野において「再生医学」、「免疫・アレルギー」、「神経科学」、「創薬科学」、「がん生物学」を、ゲノム医科学分野において「生命情報処理学」、「ゲノム医科学」、「統計遺伝学」、「ゲノム解析学」を、医用工学分野において「医工学生活支援概論」、「生体計測工学」、「社会連携医工学」、「臨床病態治療学」、「スポーツ医学」を設ける。これら専門科目については、幅広い視野を養うことができるよう、選択した分野以外で開講される科目を履修することも可能とする。

これら講義科目のうち共通科目を 1 学年次に履修すると共に、研究分野に応じて 1 学年・2 学年次に選択科目を履修する。また、1 学年 2 学期以降は特別研究科目を履修し、指導教員の指導を通じて演習・実習並びに論文作成に取り組む。

学生の履修計画を支援するために、全ての授業科目においてシラバスを作成し、科目のねらい・到達目標・授業実施計画・成績評価の基準と方法などを学生に明確に提示すると共に、履修の参考となるように履修モデルケースの紹介を行う。加えて、入学時に大学院医学研究科教務部長によるガイダンスを実施し、修士課程における履修方法の説明を行う。

【資料 6、7】

2. 研究指導方法

本課程の入学試験に合格した者については、入学後速やかに学生 1 名に対して指導教員 1 名が決定される。学生が興味を持つ研究分野や取得したい技術と受験時の面接試験内容を十分考慮し、各教員の研究分野との適合性も鑑みた上で、最適な教員を大学院医学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という）で決定する。

指導教員は、下記に示す研究指導スケジュールに従い、研究課題の選定及び研究計画書の作成から修士論文作成に至る全ての過程に対して指導責任を持つ。また、指導教員の判断の下、共通科目・専門科目を担当する教員及び学外の非常勤講師の中から最適な人員を通じた研究内容への指導が図られ、異分野視点からの指導・助言を通じてより広い視点からの課題解決能力を養い、社会の多方面で種々の課題に柔軟に対応出来る高度専門職業人を育成する。なお、設定した研究課題の遂行にあたってより適した教員がいる場合などは、

途中で指導教員を変更することも可能とし、研究科委員会において審議する。

(1) 研究指導スケジュール

① 指導教員の決定 (1 学年次 4 月)

学生は、指導教員予定者の内諾を得た上で、4 月上旬に指導教員・選択必修科目届出書を提出する。次いで研究科委員会は、選択必修科目・指導教員の調整・承認を行い、学生に通知する。

指導教員は、研究実施に必要となる授業科目や高度専門職業人として有益となる基礎学力を養う授業科目など、個々の学生の進路を勘案した上で授業科目の履修指導を行う。

② 研究課題の決定・研究計画書の提出 (1 学年次 9 月)

指導教員は、学生の希望する研究内容・指導教員の専門領域・指導環境などを勘案し、学生と相談して研究課題を決定する。さらに、研究課題実施に必要となる方法論や関連文献の調査方法の指導を通じて、研究計画の立案を指導し、研究計画書を研究科委員会に提出する。

③ 研究の実施 (1 学年次 10 月～2 年次 9 月)

学生は、指導教員の指導・助言を受けて、研究計画に従い研究を遂行する。指導教員は、学生の研究進行状況について週に一度程度の頻度で確認を行い、研究の進度を適切に管理する。

④ 修士論文の作成 (2 学年次 10 月～1 月)

修士論文の指導は、指導教員が「特別研究科目」において個別指導・個別相談の機会を継続的に設けて実施する。学生には、2 学年 2 学期に実施する中間発表会において研究発表をすることを義務付ける。この中間発表会をはじめ、学内で実施される様々な発表の機会を通じて、指導教員以外の教員からも幅広く指導を受けることで、研究内容の充実を図る。指導教員は、修士論文の執筆要領・論文の全体構成など論文完成までのプロセスを学生に示し、かつ論文作成過程において適宜指導を行うことで、修士論文の完成に導く。

⑤ 修士論文の提出 (2 学年次 1 月～2 月)

学生は修士論文の完成後、指導教授を経て、学位申請に係る書類を添えた修士論文を学長に提出する。研究科委員会は、学長からの付託に基づき、学位の授与の可否を判定し、その結果を学長に報告する。審査に合格した学生は、本学から学位を授与さ

れ、修士（医科学）の学位を取得する。

■ 修士課程 研究指導スケジュール

	入学前	1 学年		
		1 学期	2 学期	3 学期
先端医科学分野	入学試験出願時、自身が希望する分野を決定しておく。	指導教員の指導のもと、所定科目の履修を進める。各領域で研究課題を模索しながら、文献検討を通して課題を明確にする。	指導教員と相談のうえ、研究課題を決定する。 指導教員の指導に基づき、研究計画書を作成・提出し、予備的な研究を開始する。	指導教員の指導に基づき、研究を実施する。
ゲノム医科学分野				
医用工学分野				

	2 学年		
	1 学期	2 学期	3 学期
先端医科学分野	指導教員の指導に基づき、研究を実施する。	指導教員による論文作成指導を受け、論文を執筆。 <9～11月> 中間発表会において研究発表を行い、質疑応答を受ける。 <12月> 論文の完成及び提出。 大学院医学研究科委員会において主査、副査を決定（審査委員会を構成）。	学位申請者公開講演会の実施。 審査委員会による論文審査。 大学院医学研究科委員会における合否判定。
ゲノム医科学分野			
医用工学分野			

(2) 学位論文審査

学生は自身の修士論文審査にあたり、「論文審査申請書」を指導教員の確認を受けた上で、研究科委員会に提出する。

研究科委員会は、学習の成果及び修士論文審査に係る評価と修了の認定に対して、厳格性と透明性を確保するために3名の審査員（うち主査1名及び副査2名）を選任する。なお、審査員は学生の指導教員以外の本課程専任教員の中から選任する。

主査と副査は学位論文審査会の日程を調整し、公表する。審査会は修士論文を受理してから研究内容を主とした最終試験を公開審査、口頭により行うものとする。主査と副査は、論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会が学位の授与の可否を判定した上で、結果を学長に報告する。

(3) 研究倫理

本学では、医学研究が、ヘルシンキ宣言（世界医師会）や医学研究に関する我が国の指針及び関係法規に基づいて適切に実施されることを目的として、必要な事項を「関西医科大学研究者倫理規範」に定めている。【資料 8】

また、研究が医学的、倫理的及び社会的観点から適切に行われることを目的として倫理審査センターを設置し、管理・運営している。【資料 9】

本課程に入学した学生には、入学当初に実施する研究倫理に関する必修講義の受講を義務付け、研究倫理について周知徹底させる。合わせて、研究に公正に取り組む上で必要となる知識を APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) [一般財団法人公正研究推進協会提供] により受講することを義務付ける。

修士論文作成の過程において本学の倫理審査を経る必要がある場合は、指導教員と相談のうえ、倫理審査センターの承認を受けた上で研究課題に取り組む。

この他、ゲノム医科学分野に進む学生は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針と個人情報保護に関する講義を必須受講する。

3. 修了要件

本課程の修了要件は、2 年以上在学し、必修科目を含めて 30 単位以上を取得すると共に、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

⑦ 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場等

本課程は、医学部及び博士課程と同一の枚方学舎医学部棟内に設置する。枚方学舎の校地面積は 60,749 m²であり、その中に医学部棟、看護学部棟、附属病院のほか、テニスコート 3 面、多目的コート等を有している。また医学部棟は 8 階建ての北棟、13 階建ての中央棟、4 階建ての南棟の三棟で構成され、制震構造である。南棟の屋上には出入りが自由な一面芝生の屋上庭園を備えている。枚方学舎は、京阪電車「枚方市」駅から徒歩 5 分の位置にある。枚方市は、大阪府と京都府の府境に接し、大阪、京都の中心部から京阪電車で 30 分程度の距離であり、関西一円からの通学が可能である。

枚方学舎から公共交通機関を用いて 20 分で移動可能な牧野学舎には、グラウンド、体育館、武道館、弓道場を備え、課外活動等で利用可能である。なお、枚方学舎と牧野学舎間は、利便性向上のために無料のシャトルバスを運行している。

2. 校舎等施設の整備計画

医学部棟は、概ね 1～4 階が学生・教職員共用スペース、5 階～12 階が教員・大学院生共

用スペース、13階は法人本部で構成されている。全館には学内無線 LAN 環境が整えられており、本学の学習支援システム KMULAS (Kansai Medical University Learning Assistant System) の利用はいつでもどこでも可能である。【資料 10】

130名収容可能な講義室は医学部と共用で1階に1室、2階に3室の計4室を有している。個人用照明を完備し、プロジェクター、スクリーンの他、黒板を設置している。従来から、博士課程の共通科目の講義はこれら講義室で実施しているため、博士課程との合同授業は引き続き当講義室を利用する。

本課程で実施する講義は、医学部棟 5 階総合研究施設内セミナー室にて実施する。入学定員が 8 名であることから、十分な広さとなっている。

大学院生の研究室(自習室)は、院生自身が入学時に選択する指導教授の主宰する講座、教室の研究室とする。また、研究室のある各階にはセミナー室を 2~5 室設けており、空いていれば自由に利用可能である。研究室は、講座の定員数に応じて十分な面積を有しており、修士論文の作成過程における実験・実習に必要な設備も整備されているため、博士課程に在籍する大学院生との共同利用が可能である。遺伝子組換えやバイオセーフティに関する共通設備の管理に関しては、学内遺伝子組換え実験委員会および動物実験委員会への申請・認可を含め、指導教員がその責任を負う。

附属生命医学研究所総合研究施設には、ゲノム解析に必要な次世代シーケンサーや、分子生物学・細胞生物学的解析に必須のセルソーターや多光子顕微鏡をはじめとする各種解析装置が完備され、共同利用に供されている。これら機器の維持・管理は、利用方法の指導や支援を含め、同施設に所属する 4 名の教務技師がそれぞれ、遺伝子組換えやバイオセーフティの学内規則に則ったかたちでおこなっている。【資料 15、16】

ゲノム医科学分野の研究室には大型コンピューターが設置され、大学院生が利用可能になっていると同時に、学外のスーパーコンピューターと接続し稼働している。【資料 11】

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

医学部棟 3 階には附属図書館本館 (858.88 m²) を有する。ここには、医学分野の図書約 88,200 冊、雑誌 380 種類、視聴覚資料約 1,500 点、電子ジャーナル約 8,200 種類、電子ブック約 16,600 冊を所蔵、加えて、コピー機 3 台、検索性パソコン 10 台を配置している。また、図書館システムにより、図書館本館、看護学部棟にある図書館分室、牧野分館の蔵書の所在情報を調べることが可能である。

文献データベースとして、「医中誌 Web」や「PubMed」、引用文献情報データベースとして「Web of Science」を導入し、学術情報に特化した電子ブックとして「メディカルオンライン」「Maruzen eBook Library」なども利用可能である。臨床に関わる医療従事者向けのツールとしてエビデンスに基づいた優れた臨床意思決定支援情報源である

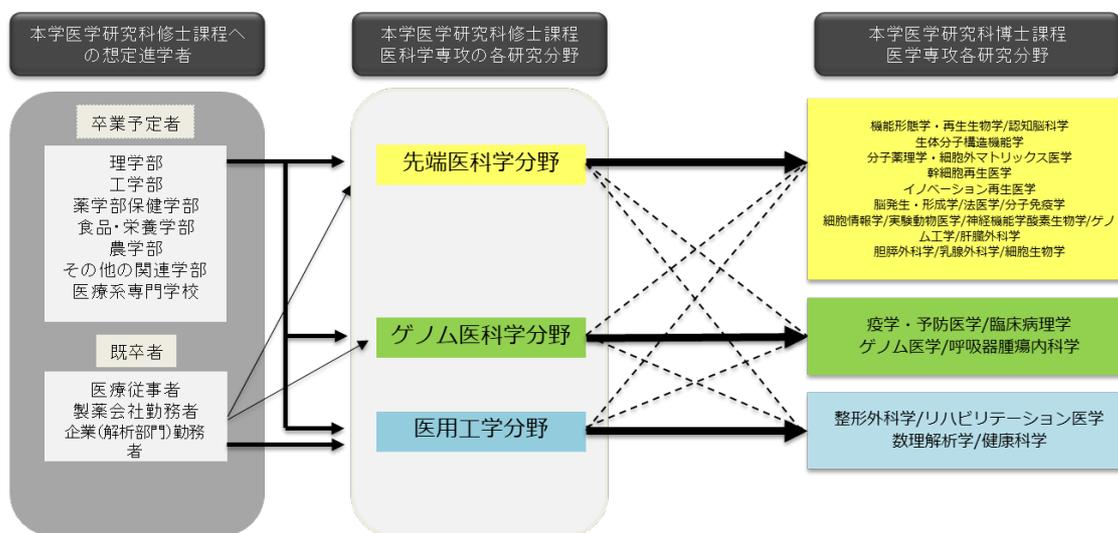
「DynaMed」、複数の臨床試験の結果を総括的に評価する「Cochrane Library」、学術雑誌の重要性を評価するための体系的かつ客観的な手段となるデータベースである「Journal Citation Reports」を導入している。

館内面積のおよそ半分をコミュニケーションエリアとし、学年や教職員の枠を超えた人と人との繋がりの中から生まれる多様な学習スタイルを支援している。閲覧席数は 164 席。自学自習の場を提供するため、日曜・祝日を含む休日開館を実施している。

他大学との相互利用としては、日本医学図書館協会、私立大学図書館協会に加盟し、国立情報学研究所の目録所在情報サービスにも参加しており、全国の大学等の図書館が所蔵する図書・雑誌の所在情報を Web 上で検索し、相互貸借や文献複写の依頼が可能である。

⑧ 基礎となる学部との関係

本学修士課程に入学を希望すると想定される対象者は、医学部以外の理・工・薬・保健・食品・栄養・農学などの学部で学んだ大学の卒業予定生や、これと同等以上の学力があることが本学の定める基準により認められた専門学校の卒業生、及びこれらの要件を満たしていて病院などに現在勤務している医療従事者を想定している。本学修士課程の入学者は自身の学問的背景と興味に基づいて、本学修士課程の「先端医科学」、「ゲノム医科学」、「医用工学」のいずれかの研究分野を入学前に選択し、それぞれの授業科目を受講する。



⑨ 入学者選抜の概要

1. アドミッション・ポリシー

本課程は、医学部医学科以外の出身者を対象に、医学に関連する生命科学の基礎並びに先端医療に関する専門教育を行うことにより、それぞれの出身領域の知識を医療の場へと有機的に結びつけることのできる、これからの医学研究・医療を支える人材を育成するこ

とを理念としている。本課程の理念を理解し、ディプロマ・ポリシーを達成するために、アドミッション・ポリシーとして次のような学生を求める。

【求める学生像】

1. 他分野の専門知識を多様な医学・医療関連分野で応用しようとする熱意のある人
2. 高度専門職業人として医学・医療関連分野で活躍する意欲のある人
3. 大学卒業程度の知識を有し、自らの学修成果をもって、人類の健康増進と福祉の向上に寄与するとともに、地域社会に貢献する意思のある人

求める学生像に沿った学生を選抜し、カリキュラム・ポリシーに定める課程を修了可能な能力を有しているかを評価するために、入学者選抜の基本方針を次のとおりとする。

【入学者選抜の基本方針】

1. 面接試験により、医学に関連する生命科学に深い関心を持ち、強い熱意、真摯な姿勢を評価する。
2. 外国語（英語）試験により、履修を進めるにあたり、情報収集や研究発表に必要な英語能力を評価する。
3. 専門科目試験により、志望する研究分野における科目の履修に必要な生命科学や統計学等の大学卒業程度の基礎的知識と素養を評価する。

2. 選抜方法

一般入試と社会人入試の入試区分を設け、筆記試験、個別面接及び出願書類により総合的に判定する。

筆記試験：外国語（英語）と志望する研究分野ごとに実施する専門科目の2科目を受験する。専門科目試験は、3つの分野が網羅する範囲が広いことから、生物学、物理学、数学、統計学などの複数の問題を出題し、受験者は志望する分野に関する問題を選択のうえ回答する。薬学・工学・理学・農学などの生命科学関連学科出身者に限らず、文科系学部出身者や医療系専門学校出身者であってもこれらの科目の大学卒業程度の基礎的知識と素養を有していれば入学者として想定できる。

面接：個別対面面接を受験する。面接試験により、医学・医学関連分野への学修意欲や適性を判断する。

なお、外国語（英語）は、民間の英語検定試験において本学が指定する条件を満たす得点を出願日から遡って2年以内に取得している場合は、外国語（英語）試験を免除できる

ものとする。

3. 選抜体制

本学医学研究科修士課程の募集定員は 8 名とする。各入試区分、各研究分野の募集定員の割合は設けず柔軟に受け入れる。選抜時期は 10 月と 3 月の年 2 回とする。

4. 入学資格

本課程への入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者で、大学卒業程度の基礎学力を有し、且つ医学・医療関連分野で活躍する意欲のある者とする。

<一般入試>

- 1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者
- 2) 学校教育法第 104 条第 1 項の規定による学士の学位を授与された者
- 3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育機関であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 6) 文部科学大臣が指定した者
- 7) 前(1)号に定める大学に 3 年以上在学した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
- 8) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
- 9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、22 歳に達した者

<社会人入試>

前記 1) ～9) のいずれかに該当し、且つ、病院、教育・研究機関、官公署、その他民間会社等に在職している者、または入学時に就業が見込まれ、大学院入学後もその身分を有する者。

なお、一般入試、社会人入試において、大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者であると判断するために個別の入学資格審査が必要な場合には、これまでの研究活動歴の提出を求め評価する。これに加えて、筆記試験と面接において評価する。

5. 出願書類

<一般入試、社会人入試共通>

- ・ 入学願書
- ・ 受験写真票・受験票・経理副票
- ・ 写真 2 枚
- ・ 入学検定料
- ・ 卒業証明書（または卒業見込証明書）
- ・ 成績証明書
- ・ 外国語（英語）試験免除制度の必要書類

<社会人入試のみ必要>

- ・ 在職証明書
- ・ 受験許可書
- ・ 志望理由書

6. 社会人の受け入れ方法

本学医学研究科修士課程入学者は、一般の学生のほか本学附属関連病院を含む社会人を想定している。既に社会で活躍している者が、職業を継続しながら学修できる教育環境を提供するために、昼夜開講制を採用し、後述の「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育を実施する。

選抜方法は、一般入試と同様に筆記試験、個別面接のほか志望理由書を含めた出願書類により総合的に判定する。

また、在職のまま出願する者には、所属長の受験許可書の提出を義務付ける。

⑩ 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

1. 修業年限

標準修業年限は 2 年とする。ただし、社会人学生等で 2 年で修了することが困難で、次のいずれかの要件を満たす者に限っては、大学院医学研究科委員会で審議のうえ、3 年を限度として履修することができるものとする。【資料 12】

- 1) 職業を有する者(正職員又は自営業者に限る)
- 2) 育児、介護等の事情を有する者
- 3) その他、学長が認めた者

2. 履修指導及び研究指導の方法

大学院設置基準第 14 条特例を受けた学生は、昼夜、その他の特定の時間又は時期において開講する授業科目を履修可能とする。また、全学的に利用している学習支援システム KMULAS (Kansai Medical University Learning Assistant System) を用いて、アップロードされている授業科目の資料や予復習のためのミニテストを活用し、いつでもどこでも学習できる環境が整っている。

研究指導については、入学時に研究指導を受ける予定教員との事前相談を必須化し、学生の経歴と興味、受けられる指導内容を学生、指導者双方が理解したうえで決定することを前提としている。そのため、指導教員は、学生に応じた研究指導計画を立てることが可能である。研究の進捗状況の確認はインターネットや面談等を通じて密に行い、適切なアドバイスや指示を与えるよう配慮する。

3. 授業の実施方法

本課程では、平日の時間割を 7 限目まで設定し、18 時以降の時間帯に多くの授業を組んでいる。講義科目は学生の都合にも考慮し、午前の時間帯でも対応可能とする。特別研究は、土曜日や長期休暇中であっても対応可能とし、学生に便宜を図っている。なお、講義資料や授業で用いたミニテストは、KMULAS に常にアップロードされていることから、補講にも柔軟に対応できる。

4. 教員の負担の程度

本課程で実施する授業は概ねオムニバス形式であり、限られた教員に負担が重く掛からないように配慮している。また、夜間の講義を担当する日などはフレックス勤務体制を取るなど、教員の負担軽減を図っている。

なお、先に記載のとおり、専任教員には多種の業務があるものの、負担への配慮をしているため対応可能である。【資料 14】

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法

図書館は、平日は 9 時～21 時、土曜、日祝日は 9 時～17 時まで開館し、学生の利便を図っている。また、学内無線 LAN を利用して電子ジャーナル等の利用も問題なくできる環境にある。

6. 学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

定期健康診断の受診はもとより、平素の心身の健康管理は学部学生と同様に、学生健康管理室、学生相談室が対応する。また、入学時には学生教育研究災害傷害保険への加入を義務付ける。

本課程の事務は、大学事務部学務課大学院係が担当する。教員と同様にフレックス勤務体制を取る等により、授業中の不測の事態にも対応可能とする。

7. 入学者選抜の概要

社会人を対象とした社会人入試を実施する。出願資格は、前記「⑨入学者選抜の概要(2) 入学資格」の1)~7)のいずれかに該当し、且つ、病院、教育・研究機関、官公署、その他民間会社等に在職している者又は入学時に就業が見込まれ、本課程入学後もその身分を有する者である。

なお、選抜方法は前記「⑨入学者選抜の概要(3) 選抜方法」と同様である。

⑪ 管理運営

医学研究科に、医学研究科長を置き、医学研究科長は学長をもって充てることを学則で規定している。また、学長及び指導教授によって構成する「大学院医学研究科委員会」を設置し、月1回の定例開催としている。医学研究科と看護学研究科、医学研究科と医学部など組織を跨いで教育・研究に関する事項について審議又は協議する場合は、「教育研究推進委員会」「大学諮問会議」を開催する。

1. 大学院医学研究科委員会

大学院医学研究科委員会は、以下の事項に関して、審議又は協議の上、学長に意見を述べることとしている。

- (1) 学生の入学、除籍に関する事項
- (2) 学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学位論文審査に関する事項
- (5) 教育課程に関する事項
- (6) その他学長の諮問する事項

2. その他の委員会

教育研究推進委員会は、学長が重要かつ全学的に優先すべきと判断する教育・研究の施策及び課題を審議し推進するために、定期的で開催している。構成員は、学長、副学長の他、医学、看護学の両研究科及び学部の教務部長の他、学外の有識者として本学所在地の枚方市健康部長も参画している。

大学諮問会議は、学長の諮問機関の役割を担っており、構成員は学長、副学長、病院長、大学事務部長であり、学長が必要と認めたときに随時開催している。

⑫ 自己点検・評価

教育研究活動に係る自己点検・評価は、「関西医科大学自己点検・評価に関する規程」に則り実施している。【資料 13】

1. 実施体制

自己点検・評価の実施を行う体制として、自己点検・評価委員会を設置する。委員会は、選出された教職員をもって組織し、理事長が委嘱、委員長は委員の互選により決定する。

2. 公表及び評価項目

本学で実施した自己点検・評価の結果はホームページ等を通じて公表し、社会の評価を受けることを通じて、自己点検・評価を実施した項目について継続的な見直しや改善を図っている。本学は、平成 26 年度に公益財団法人大学基準協会による機関別認証評価を受審し、審査の結果、平成 27 年 4 月から令和 4 年 3 月まで「大学基準適合」の認定を受けている。

⑬ 情報の公表

本学は、学校教育法施行規則に基づき、教育研究機関としての目的等を大学における教育研究上の成果の普及や活用の促進を図るために、大学のホームページや刊行物「大学概要」を通じて情報を公表している。

本学ホームページ内、情報公開 <http://www.kmu.ac.jp/info/public/about/index.html>

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

(医学部) <http://www.kmu.ac.jp/faculty/medical/about/education/index.html>

(医学研究科) <http://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/about/philosophy/index.html>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

(医学部) http://www.kmu.ac.jp/info/public/about/basic/gra_medlist.html

(医学研究科) <http://www.kmu.ac.jp/info/public/about/basic/medlist.html>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

(教員組織：医学部) <http://www.kmu.ac.jp/faculty/medical/index.html>

(教員組織：医学研究科) <http://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/index.html>

(専任教員数) <http://www.kmu.ac.jp/info/public/about/basic/staff/index.html>

(各教員が有する学位及び業績) <http://research.kmu.ac.jp/kmuhp/KgApp>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

(アドミッション・ポリシー：医学部)

<http://www.kmu.ac.jp/faculty/medical/about/policy/index.html>

(アドミッション・ポリシー：医学研究科)

<http://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/about/policy/index.html>

(入学者数・収容定員・学生数：医学部)

<http://www.kmu.ac.jp/faculty/medical/about/data/index.html>

(入学者数・収容定員・学生数：医学研究科)

<http://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/about/data/index.html>

(卒業生数・就職者数：医学部)

<http://www.kmu.ac.jp/admission/campuslife/graduate/career/index.html>

(単位修得者数・就職者数：医学研究科)

<http://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/about/data/index.html>

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(カリキュラム・ポリシー：医学部)

<http://www.kmu.ac.jp/faculty/medical/about/policy/index.html>

(カリキュラム・ポリシー：医学研究科)

<http://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/about/policy/index.html>

(教育要項：医学部) <http://www.kmu.ac.jp/faculty/medical/curriculum/about/index.html>

(教育要項：医学研究科) <http://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/about/requirement/index.html>

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(ディプロマ・ポリシー：医学部)

<http://www.kmu.ac.jp/faculty/medical/about/policy/index.html>

(ディプロマ・ポリシー：医学研究科)

<http://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/about/policy/index.html>

(履修修了認定に関する細則：医学部)

http://www.kmu.ac.jp/faculty/medical/curriculum/detailed_regulation/index.html

(学位論文審査基準：医学研究科)

http://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/copy_of_index.html

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

http://www.kmu.ac.jp/info/public/about/basic/copy_of_index.html

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

(医学部) <http://www.kmu.ac.jp/admission/faculty/medicine/fee/index.html>

(医学研究科) <http://www.kmu.ac.jp/admission/gso/medicine/payment.html>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(クラスアドバイザー/メンター制度)

<http://www.kmu.ac.jp/admission/campuslife/support/advisor/index.html>

(学生相談室) http://www.kmu.ac.jp/admission/campuslife/support/student_support/gakuso.html

(学生健康管理室)

http://www.kmu.ac.jp/admission/campuslife/support/student_support/gakuke.html

(学生支援室)

http://www.kmu.ac.jp/admission/campuslife/support/student_support/gakushi.html

コ その他

上記の他、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報として、履修系統図や学則、また自己点検・評価報告書、認証評価の結果等も情報を公表している。

⑭ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1. 授業内容や方法の改善、向上させるための取り組み

医学部では、教育水準の向上と卒前・卒後の臨床教育の充実を図ることを目的に、平成23年10月に医学教育センターが設置され、現在、同センターの下に5つの部門を有している。その内、教育支援部門において、本学のファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）の企画、立案等を行っている。

具体的な実施内容としては、毎年新任教員を対象として、医学部のカリキュラムの理解を図るために新任教員を対象としたワークショップや、教員を対象とした医学教育環境に関するFD、医師国家試験の分析と対応に関するFDを実施している。

大学院医学研究科では、教務委員会を中心にFDの企画、立案等を行っている。毎年「大学院医学研究科教育ワークショップ」を開催し、カリキュラムの課題等の抽出を行い、改善点等について議論している。参加対象は、各研究分野担当教員、研究医長、大学院生としている。本学では教育に関するFD以外にも、教員の資質向上を目指した様々な取り組みをFDとして認定している。

その他、各授業において教育評価シートの提出を受講学生全員に求め、学生からの要望を各教員にフィードバックする取り組みを実施している。

2. 大学職員の資質向上のための取り組み

本学では、大学職員の資質向上のための取り組みとして、スタッフ・ディベロップメント（以下、SD）に取り組んでいる。具体的な取り組み実績は次のとおりである。

「コンプライアンス研修」

対象者：全教職員

内容：

- ・ 医科大学・医療現場におけるコンプライアンス（講師：本学顧問弁護士）
- ・ 臨床研究、再生医療を進めるにあたってのコンプライアンス（講師：本学教員）

「目標チャレンジ制度被考課者セミナー」

対象者：一般職被考課者

内容：

- ・ 本学の目標チャレンジ制度について（目的とねらい）
- ・ 大学運営における目標管理制度 DVD 視聴
- ・ 被考課者の目標設定ポイント
- ・ 制度プロセスと考課者とのコミュニケーション

「能力強化研修」

対象者：正職員・嘱託職員

内容：ロジカルシンキング等

以上

資料目次（設置の趣旨等を記載した書類）

- 資料 1 医学研究科医科学専攻（修士課程）の3つのポリシー
- 資料 2 関西医科大学就業規則
- 資料 3 関西医科大学教授定年退職規程
- 資料 4 関西医科大学管理職者定年退職内規
- 資料 5 時間割
- 資料 6 履修モデル
- 資料 7 履修系統図
- 資料 8 関西医科大学研究者倫理規範
- 資料 9 関西医科大学倫理審査センター規程
- 資料 10 学習支援システム KMULAS 概要
- 資料 11 校舎の図面
- 資料 12 大学院医学研究科長期履修制度に関する内規
- 資料 13 関西医科大学自己点検・評価に関する規程
- 資料 14 エフォート表
- 資料 15 関西医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 資料 16 関西医科大学病原性微生物等管理規程

医学研究科医科学専攻（修士課程）の3つのポリシー

アドミッション・ポリシー

本課程は、医学部医学科以外の出身者を対象に、医学に関連する生命科学の基礎並びに先端医療に関する専門教育を行うことにより、それぞれの出身領域の知識を医療の場へと有機的に結びつけることのできる、これからの医学研究・医療を支える人材を育成することを理念としている。本課程の理念を理解し、ディプロマ・ポリシーを達成するために、アドミッション・ポリシーとして次のような学生を求める。

【求める学生像】

1. 他分野の専門知識を多様な医学・医療関連分野で応用しようとする熱意のある人
2. 高度専門職業人として医学・医療関連分野で活躍する意欲のある人
3. 大学卒業程度の知識を有し、自らの学修成果をもって、人類の健康増進と福祉の向上に寄与するとともに、地域社会に貢献する意思のある人

求める学生像に沿った学生を選抜し、カリキュラム・ポリシーに定める課程を修了可能な能力を有しているかを評価するために、入学者選抜の基本方針を次のとおりとする。

【入学者選抜の基本方針】

1. 面接試験により、医学に関連する生命科学に深い関心を持ち、強い熱意、真摯な姿勢を評価する。
2. 外国語（英語）試験により、履修を進めるにあたり、情報収集や研究発表に必要な英語能力を評価する。
3. 専門科目試験により、志望する研究分野における科目の履修に必要な生命科学や統計学等の大学卒業程度の基礎的知識と素養を評価する。

カリキュラム・ポリシー

医学研究科修士課程では、医学部医学科以外で様々な学問を修得してきた学生が入学してくることから、「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、学生が修得しなければならない以下の教育課程を編成する。

1. 共通科目

（大学院総合講義）

研究を進めるにあたって必要な知識を修得するとともに、著名な研究者の講演から、研究に対する姿勢を学ぶ。

（医科学概論）

医学に関連する生命科学分野及び臨床医学の基礎的知識を、バランスよく学修する。

（医学英語）

キャリアを形成するために必要な医学英語およびメディカルコミュニケーションに関

する基礎的知識を、バランスよく学修する。

2. 専門科目

(講義科目)

入学時に自らが選択した先端医科学、ゲノム医科学、医用工学の3つの各分野に設定された科目を履修し、多様化する医療ニーズに応えるために必要な専門的知識、技能を修得する。

(特別研究科目)

自らの専門領域において、演習、研究・論文作成指導を受けることにより、基礎的な医科学研究を遂行するに足る科学的分析能力と問題解決力を修得する。

ディプロマ・ポリシー

関西医科大学大学院医学研究科医科学専攻修士課程を修了し、先端医科学分野、ゲノム医科学分野、医用工学分野の各分野に定める、以下の教育目標を全て満たしたと認められる者に修士（医科学）の学位を授与する。

【先端医科学分野】

1. 幅広い医学の基礎知識と、高い倫理観を身につけている。
2. 高次生命現象を理解し医学研究・医療現場に活用するために必要な専門的知識と技能がある。
3. 自らの専門領域において、研究活動を行うのに必要な科学的分析能力と問題解決力がある。

【ゲノム医科学分野】

1. 幅広い医学の基礎知識と、高い倫理観を身につけている。
2. ゲノム情報を医学研究・医療現場に活用するために必要な専門的知識と技能がある。
3. 自らの専門領域において、研究活動を行うのに必要な科学的分析能力と問題解決力がある。

【医用工学分野】

1. 幅広い医学の基礎知識と、高い倫理観を身につけている。
2. 医療介護分野のニーズに応えるために必要な専門的知識と技能がある。
3. 自らの専門領域において、研究活動を行うのに必要な科学的分析能力と問題解決力がある。

○関西医科大学就業規則

この就業規則は、労働基準法の定めるところにより、かつ、関西医科大学の社会的使命に基づき、学内の秩序を維持し業務の円滑な運営をはかるため、職員の服務する規律と待遇に関する基準及びその他必要な事項を定めるものである。

関西医科大学は、次の19部署を総合し、以下大学と略称する。

- 1 医学部 2 看護学部 3 附属病院 4 総合医療センター 5 香里病院
- 6 くずは病院 7 天満橋総合クリニック 8 附属生命医学研究所 9 附属図書館
- 10 附属看護専門学校 11 法人事務局 12 大学情報センター 13 卒後臨床研修センター
- 14 医療安全管理センター 15 物流センター 16 地域医療センター
- 17 診療情報分析センター 18 感染制御管理センター 19 リハビリテーション学部設置準備室

1 総則

1—1 職員の就業は、この規則及びこの規則に基づいて定められる就業細則による。職員でない従業員には、下記の各章節を除いた部分を適用し、除いた部分は別の定めによる。

- 2 人事、3—5 居住制限、3—6 私事旅行、4—10 年次有給休暇、5 給与、
- 6 表彰及び制裁、8 災害補償

1—1—1 くずは病院及び天満橋総合クリニックに勤務する職員の就業規則は別に定める。

1—2—1 この規則で職員とは、2—1の各項により正規の手続を経て採用された者をいい、下記の1に該当するものを除く。

- a) 非常勤講師
- b) 非常勤の嘱託
- c) 研究医員
- d) 日々又は臨時に雇入れた者

1—2—2 研究医員が臨時医員として学内出向する期間中は、この規則を準用する。

1—3 この規則で管理の地位にあるものとは、

(教育関係) 学長、講座主任、学科目主任、研究所長、図書館長、事務部長、次長、課長

(診療関係) 病院長、副病院長、部長、副部長、診療科科長、次長、課長

(臨床関係) 准教授及び講師(講座講師選考内規に基づき任用された医師に限る)。ただし、病院を本務とする者に限る。

(法人・法人事務局関係) 局長、看護専門学校長、部長、室長、事務長、次長、課長並びに以上各職の代理、補佐若しくは待遇の職にあるものをいう。

1-4 職員は、この規則及びその他の諸規則を守り、上長の指示に従い、職場秩序を維持し、相互に人格を尊重し、協力してその職責をはたさなければならない。

1-5 大学は、職員の国籍、性別、信条又は社会的身分を理由に、賃金その他の労働条件について不利益な取扱をすることはしない。

1-6 職員は、実働時間中に、公民としての権利又は義務の遂行、あるいは公の職務の執行のために必要な時間を請求することができる。ただし、そのことが他の日時でも妨げのない場合は、大学は請求された日時を変更して承認することがある。

1-7 この規則の中で、法令又は労働協約の定めに抵触する事項及びこの規則に定めのない事項は、法令又は労働協約の定めるところに従う。

1-8 この規則で、勤務時間、実働時間、直属長、勤続期間とは次のことをいう。

1-8-1 勤務時間………4に定める始業より終業に至るまでの時間をいう。

1-8-2 実働時間………勤務時間より4に定める休憩の時間を除いた時間をいう。4に定める超過勤務時間若しくは休日勤務時間は実働時間に算入する。

1-8-3 直属長………業務上その職員を直接指揮監督する権限を有するものをいう。

1-8-4 勤続期間………採用の日から退職の日までの期間をいう。休職は、特に定める場合のほか、勤続期間に通算する。

1-9 職員は、常にこの規則及びその他の諸規則を熟知しなければならない。この規則及びその他の諸規則を知らないことをもって、違反の責を免れる理由とすることはできない。

2 人事

2-1 採用

2-1-1 大学は、就職を希望する者のうちから、選考又は審査及び健康診断を行って採用する。採用が決定した者は、大学が指示する書類を提出しなければならない。

2-1-2 大学の職員となることのできる者は、満15歳以上、かつ、満58歳未満若しくは定年までに5年以上引続き勤務できる者で、次の各号に該当する者でなければならない。ただし、年齢制限については、大学が特に承認したときはこの限りではない。

a) 健康で業務に堪え得る者

b) 志操堅固な者

c) 義務教育修了以上の学歴を有する者

2-1-3 雇傭契約は、採用が決定し所定の手続を終了した日をもって、成立したものと

する。

2-1-4 職員が採用の際に提出した書類の記載事項に異動を生じたときは、直ちに所定の手続に従って大学に報告しなければならない。

2-1-5 採用が決定した者には、直属長より職務、給与、雇傭期間の定めあるときはその期間、その他必要な事項を明示する。

2-1-6 次の期間を試傭期間とし、この期間中に雇傭関係の継続が不適當であることが明らかなきは、予告することなく解雇することがある。

試傭期間とは、採用が決定した日より起算し、3カ月後の応当日以後の最も近い1日又は16日の前日をもつてその終期とする。ただし、試傭期間は6カ月まで延長する場合がある。

2-1-7 試傭期間は、勤続期間に通算する。

2-2 転勤、任用等

2-2-1 大学は、必要あるときは、転勤、出向、長期出張、あるいは職務又は職場の変更及び他の業務への応援を命ずる。

2-2-2 大学は、必要あるときは、役職に任命し、あるいは役職から解任する。

2-3 休職

2-3-1 大学は、職員が次の各項の1に該当するときは、下記に定める期間又は下記に定めのないときはその事由を勘案し期間を定めて、休職を命ずる。また、必要を認めるときは、その期間を延長する。

2-3-2

a) 業務外の傷病による欠勤（私傷病による欠勤）のため、下記の表の欠勤期間を経過してなお勤務できないとき。

勤続年数	欠勤期間 (月数)	休職期間 (月数)
試傭期間中	0	0
1年未満	1	3
1年以上～3年未満	2	6
3年以上～5年未満	3	12
5年以上～10年未満	4	15
10年以上～15年未満	5	20
15年以上～	6	24

精神疾患による場合は、休職期間を上表記載の月数の1.5倍（1カ月未満は切捨）とする。ただし、24カ月をもつて最長の限度とする。

結核による場合は、同じく上表記載の月数の2倍とする。ただし、36カ月をもつて最長の限度とする。

- b) 前号の表に掲げる欠勤期間の月数に等しい期間において、出勤率が25%以下である場合には、その事由を調査の上、休職を命ずることがある。
- c) 前々号の表に掲げる欠勤期間における給与の支給については、関西医科大学給与規程に定めるところによる。
- d) 同一又は類似の事由により、a) による欠勤を複数回繰り返す場合で、前後の欠勤の間の復帰期間が1年に満たない場合は、最初の欠勤以降のすべての欠勤期間を通算する。
- e) 休職について、全号を適用する。なお、この場合前号の「欠勤」は「休職」と読み替えるものとする。
- f) 前2号の期間の計算について、1カ月を下回る日数が発生する場合は、1カ月を30日として計算する。

2-3-3 大学の許可により、職員が、修士（看護学）の学位又は助産師の資格を取得するための学校に進学し、就業できないとき。

2-3-4 大学の許可により、長期間を要する研究あるいは学外の業務（労働組合専従を含む。）に従うとき。

2-3-5 公職に就任し、業務に従うことができないと認められたとき。

2-3-6 刑事事件について起訴され、相当期間にわたり就業が不相当と認められたとき。

2-3-7 やむを得ぬ業務上の都合により、執務を要しないとき。

2-4 復職

2-4-1 2-3の各項により休職を命ぜられた職員が休職期間を満了したとき、又は休職の必要がなくなつたときは、大学は適当と認める場合において復職を命ずる。

2-4-2 2-3-1及び2-3-2により休職を命ぜられた職員が休職期間を満了したとき、あるいは休職期間満了前に復職を申し出るときは、医師の診断書を提出しなければならない。

2-4-3 復職は、次の基準により行う。

- a) 原則として旧職務に復帰させる。
- b) 旧職務に復帰できないときは、他の職務に配置する。

c) 他の職務に配置することが不可能のときは、業務上の都合による休業として取扱う。

2-4-4 休職期間を満了した職員がなお復職できない状態にあるときは、退職するものとする。

2-5 再雇用特別措置

2-5-1 大学は附属の病院に勤務する勤続2年以上の看護職員（助産師・看護師）で、その退職の際に再び本学に就職することを希望し、大学がこれを認めた者については、再雇用にあたって特別の配慮をするものとする。

2-5-2 再雇用特別措置の適用をうけて職員となることのできる者は、満40歳未満で、かつ、病棟で三交替又は二交替勤務ができる健康な助産師及び看護師でなければならない。

2-6 定年

2-6-1 職員は、満63歳をもつて定年とし、定年に達した日をもつて退職するものとする。

2-6-2 大学は、定年退職したものとの間に、次の各号により、1年を限度とする雇傭契約を結ぶことがある。

この契約は、更新することができる。

a) 身分を嘱託とし、雇傭期限を定める。

b) 職務、職種を変更することがある。

c) 給与が変更される。

2-6-3 管理職にあるものの定年は、別に定める。

管理職にあるものが、職員の定年を超えた後に管理職を解任された場合は、解任された日の属する月の翌月同日をもつて定年に達したものとする。

2-6-4 定年に達した職員に対する高年齢者継続雇用（再雇用）制度については別に定める。

2-7 解雇及び解雇制限

2-7-1 大学は、職員が次の各号の1に該当するときは、30日前に予告するか、又は30日分の平均賃金を支給して解雇する。

a) 心身虚弱その他の理由によつて、業務に堪え得ないと認めたとき。

b) 勤務成績が著しく不良のとき。

c) やむを得ぬ業務上の都合によるとき。

d) 業務上の傷害、疾病による療養の期間が3年を超えてもなお治癒せず、打切補償を支給したとき。

e) その他前各号に準ずるやむを得ぬ理由があるとき。

2-7-2 次の各号の1に該当するときは解雇することはない。

a) 業務上の傷害、疾病により療養をする期間（ただし、打切補償を行ったものはこの限りでない。）

b) 前号による療養終了後の30日間

c) 産前・産後休暇の期間及びその後の30日間

2-8 退職

2-8-1 職員が次の各号の1に該当するときは、退職するものとする。

a) 死亡したとき。

b) 定年に達したとき。

c) 2-9による退職手続を完了したとき。

d) 定められた雇傭期間が満了したとき。

e) 2-4-4によるとき。

2-9 退職手続

2-9-1 職員が退職しようとするときは、退職しようとする日のすくなくとも14日前に、大学に退職願を提出し、大学の承認を得なければならない。ただし、大学がやむを得ない事情があると認めたときは、この期間を短縮して承認することがある。

2-10 退職・解雇に関する処理事項

職員が退職し又は解雇された場合は、次の各号の処理をなすものとする。

2-10-1 退職者又は被解雇者が処理すべき事項

a) 後任者又は大学の指示するものに、必要な事項を引継がねばならない。

b) 大学から貸与された被服、職員証、その他の貸与物品及び日本私立学校振興・共済事業団加入者証を遅滞なく返還しなければならない。

c) 大学から貸与されるなどして保管する個人情報に関する媒体や資料等一切を退職時に返還しなければならない。

d) 大学に対し債務を負うときは、退職の日までに弁済しなければならない。

2-10-2 大学が処理する事項

a) 大学は、職員の権利に属するすべての金品を、争いのある部分を除いて、遅滞なくこれを本人に返還する。

権利者が請求した場合は、請求の日から7日以内に返還する。

b) 大学は、本人が使用証明書の交付を申し出たときは、遅滞なくこれを交付する。

3 服務規律

3-1 通則

職員は、次の各項を守らなければならない。

- 3-1-1 この規則及びその他大学が定める諸規則を守ること。
- 3-1-2 職務は直属長の指示により行うこと。
- 3-1-3 常に職場内の融和を保ち、職場間の協力に努めること。
- 3-1-4 大学の名誉を重んじ、職員の品位を保つこと。
- 3-1-5 勤務上知り得た秘密事項を他に洩らさぬこと。
- 3-1-6 業務上知り得た個人情報を漏洩し、若しくは不正な目的に使用してはならない。
大学を退職した後も同様とする。
- 3-1-7 業務は誠実、丁寧、迅速に行うこと。
- 3-1-8 諸設備、機械器具、貸与品等の取扱に注意し、諸材料、消耗品等の節約に努めること。
- 3-1-9 職務の処理方法に定めがあるときは、それに従うこと。
- 3-1-10 職員は、ハラスメントを行ってはならない。
- 3-1-11 ハラスメントの防止に関し必要な事項は別に定める。

3-2 入退場

次の各項の1に当る場合は、職場への入場を禁じ、又は退場させる。

- 3-2-1 風紀秩序を乱す等の行為により他人に迷惑を及ぼす者又はそのおそれのある者
- 3-2-2 業務上必要でない火器、刀剣、その他危険物を所持する者
- 3-2-3 出勤停止中の者
- 3-2-4 衛生上その行動を制限する必要がある者

3-3 勤務中の行動

- 3-3-1 職員は、実働時間中は定められた業務に専念し、許可なく業務に関係のない行為をしてはならない。
- 3-3-2 職員は、大学内において掲示をし、又は勤務時間中に業務外の文書の配布又は放送、集会をしようとするときは、あらかじめ当該部署長の許可を受けなければならない。
- 3-3-3 職員は、故意又は過失によつて大学に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、過失によるときは、その情状を酌量し、賠償を減免することがある。

3-3-4 職員は、大学の名誉を傷つけ信用を失墜させる行為をしてはならない。

3-3-5 職員は、国会議員、地方議会の議員その他に立候補し、又は公職に就任するときは、大学に届出なければならない。

3-3-6 職員は、私費又は研究費等により雇傭し、大学内において就業させるときは、大学に届出なければならない。

3-4 願出・届出の要領

3-4-1 願出又は届出をなすときは、大学所定の用紙又は様式により行い、直属長を経由しなければならない。

3-4-2 願出・届出の用紙・様式は、これを附則に定める。

3-5 居住制限

3-5-1 大学は、業務の都合により、一定地域内又は宿舎に居住を命ずることがある。

3-6 私事旅行

3-6-1 職員が3日以上にわたって居住地を離れるときは、あらかじめ行先の大要、所要日数、連絡先、連絡方法を明確にしておかなければならない。

4 勤務

4-1 通常勤務

4-1-1 通常勤務に服する職種には、1カ月単位の変形労働時間を採用し、職員の1週間の所定労働時間は、年度当初4月1日を起算日として1カ月以内の一定の期間を平均して、1週間当たり40時間以内とする。

a) 職員の1日の勤務時間は8時間10分とし、うち休憩時間を55分とする。ただし、1週間のうち特定の1日においては勤務時間を4時間とし、休憩時間を設けない。

この項にいう特定の1日とは、原則としてこの規則4-6-1 a) に定める休日の前日とする。

4-1-2 始業、終業及び休憩の時刻は、原則として次のとおりとする。ただし、季節又は業務の都合により、実働時間7時間15分（ただし、前項にいう特定の日においては4時間）を変更しない範囲で、始業、終業の時刻を変更し、又は休憩時間に時差を設けることがある。

a) 始業 9時

b) 終業 17時10分（ただし、前項にいう特定の日においては13時）

c) 休憩 12時5分から13時まで（食事時間を含む。）。ただし、勤務時間が4時間のときは除く。

始業、終業の時刻を変更する職種並びにその時刻は、これを就業細則に定める。

4-1-3 大学は、1カ月以内の一定の期間を平均して1週の実働時間を38時間15分を超えない範囲で、特定の日において7時間15分（ただし、前々項にいう特定の日においては4時間）を超え、又は特定の週において38時間15分を超えて勤務させることがある。

4-2 交替勤務

4-2-1 大学は、職種又は職務の内容により2又は3交替制勤務、24時間交替制勤務を命ずることがある。

4-2-2 2又は3交替制勤務に服する職種には、4週間単位の変形労働時間を採用し、職員の1週間の所定労働時間は、年度当初4月の第1日曜日を起算日として4週間ごとに平均して、1週間当たり40時間以内とする。

a) 交替勤務者の1日の勤務時間は、原則として8時間10分とし、うち休憩時間を50分とする。

4-2-3 24時間交替制勤務に服するとき、大学が監視又は断続的労働として法令に定める手続を経ているときは、2日間勤務したものとする。

4-2-4 交替制勤務に服する職種並びにその始業、終業の時刻は、これを就業細則において定める。

4-3 休憩

4-3-1 職員は休憩時間を自由に利用することができる。

4-4 育児時間

4-4-1 生後1年未満の乳児を育てる女子職員は、あらかじめ届け出た場合は、所定の休憩時間のほかに1日につき2回、1回30分の育児時間を受けることができる。ただし、この規則4-1-1にいう特定の日においては1回とする。

4-5 出勤・欠勤等の届出

4-5-1 職員は、所定の始業時刻までに出勤し、かつ、所定の手続により出勤したことを明らかにしなければならない。

4-5-2 欠勤、遅刻、早退又は私事外出をするときは、事前に部署長に届け出ておかななければならない。規定の様式による届出ができないときは、電話その他の方法で直属長に連絡しておき、事後速やかに正規の届出をしなければならない。

4-5-3 私傷病による欠勤は、1週間以上の療養期間を記載した医師の診断書を添付して欠勤届を提出しなければならない。

4-5-4 前項において有給休暇を半日以上残して欠勤届を提出する場合は、診断書によ

る療養期間のうち、少なくとも1週間以上は私傷病による欠勤としなければならない。

4—5—5 この規則において遅刻・早退・私事外出並びに半日欠勤とは、次のことをいう。

- a) 遅刻……所定始業時刻後1時間以内に出勤するとき。
- b) 早退……所定終業時刻前2時間以内に出勤するとき。
- c) 私事外出……出勤後所定勤務時間内（ただし、休憩時間を除く。）に、私事によつて外出し又は勤務に服さなかつた後、所定終業時刻前に勤務に復するとき。
- d) 半日欠勤……所定始業時刻後1時間を超え4時間5分以内に出勤するとき、又は所定終業時刻前2時間を超え4時間5分以内に出勤するとき。

この項にいう所定終業時刻とは、この規則4—1—2b)ただし書を除く項号本文の時刻とし、この項b)号及びd)号の規定は、この規則4—1—1にいう特定の日に於いて勤務時間の全部を勤務したときは、これを適用しない。

4—6 休日

4—6—1 職員の休日は、次のとおりとする。

- a) 日曜日（ただし、変則時間制又は交替制により勤務するときは、週1日の休日を定める。）
- b) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- c) 創立記念日（6月30日）
- d) 年末年始（12月29日、30日、31日、1月2日及び3日）
- e) 第2、第4土曜日又は別に定める週休土曜日
- f) 週休2日制施行内規に定める交替制勤務者に付与される休日
- g) その他特に理由があるときは、別に定める。

4—6—2 前項b)又はc)に定める休日が、同項a)に定める休日に当たるときは、その翌日を休日とする。

4—6—3 第1項c)に定める休日は、同項a)に定める休日に当たるときを除き、通常の勤務日とし、当該年度3月末までに振替休日を設ける。前項による休日となる時も同様とする。また4—7の休日勤務の規定を適用しない。

4—6—4 業務の都合によりやむを得ない場合には、前各項に規定する休日を他の日と振り替えることがある。ただし、休日は4週間を通じ4日をくだらないものとし、4週間の起算日は毎年4月の第1月曜日とする。

4—6—5 休日のうち、1週間の最後の1回を法定休日とし、法定休日を上回る休日は所定休日とする。この場合の1週間の起算日は月曜日とする。その週のすべての休日を勤務

した場合は、最後の勤務した日を法定休日とする。

4-7 超過勤務及び休日勤務

4-7-1 大学は、労働組合と協定した範囲で、職員に所定勤務時間外若しくは休日に勤務を命ずることがある。ただし、妊産婦の女子職員が請求した場合には、所定勤務時間外若しくは休日又は深夜労働の勤務を免除する。

4-7-2 災害その他非常の際には前項（ただし書を除く。）の協定にかかわらず、超過勤務及び休日勤務を命ずることがある。この場合、大学は原則として事前に行政官庁に届け出るものとし、やむを得ないときは事後直ちに届け出る。

4-7-3 超過勤務又は休日勤務した職員には、代替休暇を与えることができるものとする。

4-7-4 満18歳未満の職員には、1週間の労働時間が38時間15分を超えない限り、1週間のうち1日の実働時間を4時間以内に短縮する場合は、他の日の実働時間を10時間まで延長することがある。

4-8 日直及び宿直

4-8-1 大学は、必要に応じ日直及び宿直を設ける。

4-8-2 日直及び宿直の目的、人員及び勤務の要領は、別に定める。

4-9 業務出張

4-9-1 大学は、業務上必要あるときは、職員に出張を命ずる。

4-9-2 出張期間中は、所定期間勤務したものとする。

4-9-3 出張を命ぜられた職員は、所定の様式による出張願を速やかに提出し、日程、経路等の承認を得なければならない。また、出張を終えたときは、遅滞なく業務の報告をしなければならない。

4-9-4 この規定による出張旅費は、関西医科大学業務出張旅費規程の定めるところによる。

4-10 年次有給休暇

4-10-1 大学は前年度の全期間を在職し実勤務日数（ただし、公務による傷病休業の期間、産前産後休暇の期間、育児休業の期間、介護休業の期間、年次有給休暇の使用日数及び特別休暇のうちこの規則4-13の2、3、6、7、8、11、及び12の各項の定めによる日数を含む。）が所定の勤務日数の80%以上にあたる職員に対して、当該年度において継続し又は分割した15日の有給休暇を与える。

4-10-2

a) 前年度の全期間を在職し実勤務日数（前項ただし書に同じ。）が所定の勤務日数の80%に満たない職員に対しては、当該年度において、下記に定める日数に従って、継続し又は分割した有給休暇を与える。

50%を超え80%未満のとき 11日

50%未満のとき（雇傭関係が存在して全く勤務しないときを含む。） 10日

b) 前年度において採用され、その在職期間が前年度の全期間に満たない職員に対しては、実勤務日数（前項ただし書に同じ。）と前年度の全期間を在職した場合における所定勤務日数との割合に応じて、当該年度において、下記に定める日数に従って、継続し又は分割した有給休暇を与える。

80%以上のとき 15日

50%を超え80%未満のとき 11日

50%以下のとき 10日

（ただし、試傭期間中の職員は試傭期間満了後）

4-10-3

a) 大学は、前年度末において2年以上在職した職員に対しては、1年を超える在職年数1年につき、前々項の休暇日数に1日を加算した有給休暇を当該年度に与える。ただし、総日数は20日をもつて限度とする。

b) 当該年度に勤続6年を迎える7月1日から9月30日までに入職した職員については、前項の定めにかかわらず、同年度についてのみ2日を加算した有給休暇を与える。

4-10-4 当該年度において新たに採用された職員に対しては、下記に定める日数に従って有給休暇を与える。

12月末日までに試傭期間を終えた職員 10日

4-10-5 4-10-1～4-10-4の規定による有給休暇を受けることのできる職員が、その年度内に有給休暇の全部又は一部を受けなかつた場合は、その受けなかつた日数を翌年度の有給休暇日数に加算する。ただし、1年を超えて繰越すことはない。

4-10-6 休職期間中及び私傷病による欠勤期間中は、年次有給休暇を受けることはできない。

4-10-7 2-3-4及び2-3-5の規定による場合、その他大学が認めたときは、休職になつた年度に受けることのできる有給休暇（ただし、4-10-5による加算日数を除く。）の使用残日数に限り、復職の年度に復活せしめる。

4-10-8 年次有給休暇は、職員の希望する時季に与える。職員が有給休暇を希望する

ときは、あらかじめ直属長を経て部署長に願出するものとする。大学は、業務上著しい支障のあるときは、他の時季に振替えて与えることがある。

4-10-9 前項の定めにかかわらず、当該年度に与えられた有給休暇のうち下記に該当する日数については、管理者が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が前項の定めによる有給休暇を取得した場合には、当該取得した日数分を下記に該当する日数から控除するものとする。

4月1日から6月30日までに付与された者 5日

7月1日から8月31日までに付与された者 4日

9月1日から11月30日までに付与された者 3日

12月1日から12月31日までに付与された者 2日

12月31日に試傭期間を終え、1月1日に付与された者 2日

4-10-10 前項の有給休暇は、1日若しくは半日を単位とする休暇のみを時季指定の対象とし、時間単位年休は対象外とする。

4-10-11 前々項の有給休暇は、休職中や産前産後休暇、育児休業等で不就業であった者が年度の途中で復帰し、年度末までの労働日が前々項の日数を下回る場合は、時季指定の対象外とする。

4-10-12 年次有給休暇は、半日を単位として受けることができる。

4-10-13 年次有給休暇が、4-1-1にいう勤務時間が4時間である特定の1日に当たるときは、年次有給休暇の日数計算においては2分の1日として取扱う。

4-10-14 年次有給休暇のうち1年について5日を限度として、次により時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を付与する。

a) 時間単位年休における1日又は勤務1回の時間数は次のとおりとする。

通常勤務者（交替勤務者を含む）……8時間

ただし、2交替制16時間勤務者及び24時間監視断業務勤務者は勤務1回につき2日分16時間とする。

b) 取得できる時間単位年休の単位時間は1時間とする。

c) 時間単位年休を希望するときは、あらかじめ直属長を経て部署長に願出するものとする。大学は、業務上著しい支障のあるときは、他の時季に振替えて与えることができる。

4-10-15 この規則に定める休日は、年次有給休暇に含めない。

4-11 生理休暇

4-11-1 大学は、生理日の就業が著しく困難な女子職員が請求するときは、生理休暇を与える。

4-12 産前産後休暇

4-12-1 大学は、女子職員が6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるとの医師又は助産師の証明書を添えて請求したとき、及び産後8週間は、休暇を与える。

4-12-2 産後6週間を経過した女子職員が請求した場合には、医師が支障がないと認められた業務に就かせることがある。

4-12-3 前々項の産前休暇において、出産日が出産予定日より早いときは、出産日の翌日から出産予定日までの期間を、前々項の産後休暇に加算して産後休暇とする。

4-13 特別休暇

4-13-1 大学は、下記に定める場合それぞれの期間の特別休暇を与える。特別休暇を受けようとするときは、所定の様式による願出をしなければならない。

期間の計算は、別に定めがある場合を除き、その事因の発生が、出勤前の時刻に属するときは当日より、出勤後の時刻に属するときはその翌日より起算する。

4-13-2

a) 職員が結婚するとき 5日

日数は労働日でなく暦日をもつて計算し、連続期間とする。従つて休日と重なつたときは休暇として日数に算入する。

b) 職員の配偶者が出産したとき 2日

出産日当日より2週間以内の、継続し又は分割した2日とする。

4-13-3

a) 配偶者、実養父母又は実養子の喪に服するとき 5日

b) 配偶者の実養父母の喪に服するとき 3日

c) 実養祖父母、兄弟姉妹又は同居の孫の喪に服するとき 2日

d) 孫又は配偶者の兄弟姉妹の喪に服するとき 1日

e) a) ~d) 以外の三親等以内の血族

又は二親等以内の姻族の喪に服するとき 1日

f) a) ~e) 以外の同居の親族の喪に服するとき 1日

g) a) ~f) により喪に服する職員が喪主である場合にはa) のとき2日、b) ~f) のとき1日をそれぞれ上記日数に加算する。

h) a) ~f) について、日数は労働日でなく暦日をもつて計算し、連続期間とする。従つて休日と重なつたときは休暇として日数に算入する。また、事因の発生が休日又は夜勤明け若しくは宿直明けの日の場合は、その発生が午前9時より前の時刻に属する時は当日より、午前9時以降の時刻に属する時はその翌日より起算する。

4-13-4 天災地変その他により罹災したとき：大学が必要と認めた期間

4-13-5 伝染病、流行病等により、大学又は公的機関によつて出勤を停止された場合、若しくは交通機関のストライキ等により交通を遮断されたとき：大学が必要と認めた期間

4-13-6 大学から表彰され褒賞休暇を受けたとき：大学が指定した期間

4-13-7 居住地の市区町村が指定した衛生掃除日：当日

4-13-8 夏季休暇

a) 6月末日に在籍する職員

当該年度の7月1日から9月30日までの間において継続し若しくは分割した 6日

b) 7月1日以降7月末日までに入職した職員

当該年度の7月1日から9月30日までの間において 4日

大学は業務上著しい支障のあるときは願出のあつた日を、夏季休暇を与える期間内の他の日に、振替えて与えることがある。また、事情があるときは上長の許可を得て、前a)、b)の規定にかかわらず10月31日まで取得することができるものとする。

4-13-9 夏季休暇は、半日を単位として受けることができる。

4-13-10 夏季休暇が、4-1-1にいう勤務時間が4時間である特定の1日にあたるときは、夏季休暇の日数計算においては2分の1日として取扱う。

4-13-11 大学から勤続表彰されたとき：大学が指定した期間

4-13-12 4週8休制勤務の看護職員に対し、毎年4月29日から5月5日までの期間在籍していることを条件に、ゴールデンウィーク休暇を1日与える。

4-13-13 その他、大学が特に必要と認めたとき：大学が指定した期間

4-14 代替休暇

4-14-1 4-7による超過勤務が1カ月60時間を超えたときには、次の基準により代替休暇を与えるものとする。

a) 代替休暇の単位は、1日（7時間15分）、半日（4時間）とし、1時間単位での取得をも妨げない。その取得単位時間数は次により算定する。

$$\text{取得単位時間数} = (\text{1カ月の超過勤務時間数} - 60\text{時間}) \times 0.25$$

b) 取得単位時間数に4-10-14の時間単位の年次有給休暇と合算して1日又は半日と

して取得できるものとする。

- c) 代替休暇を取得できる期間は、直前の賃金締切日の翌日から起算して翌月の賃金締切日までの2カ月間とする。
- d) 代替休暇を希望するときは、1カ月（賃金計算期間）の超過勤務時間数が60時間を超えたことが確定した日（当該賃金計算期間における締切日）の翌日から原則として3日以内に、前号の期間中の特定の日を指定して、所定の様式により部署長に願出をしなければならない。
- e) 前号の願出がない者については割増賃金による清算を選択したものとみなし、当該賃金計算期間に係る代替休暇を取得することはできない。
- f) 期限までにd)の届出がなかつた者が、c)の期間内の日を指定して代替休暇取得を申し出た場合は、前号の定めにかかわらず原則としてこれを認め、既に割増賃金が支払われた場合には直近の給料計算期間の給料で相当額を返還するものとする。

4-15 休日・休暇の重複

4-15-1 4-6-1 a) に定める休日と4-6-1の他の号に定める休日とが重なるときは、4-6-2に定める場合のほかa)に定める以外の休日は消滅するものとする。また、4-6-2に定める休日と4-6-1に定める休日とが重なるときは、4-6-2に定める以外の休日は消滅するものとする。また、4-6-1 e) に定める休日と、4-6-1 a) を除く他の号の休日とが重なるときは、4-6-1 e) の休日は消滅する。

4-15-2 4-6-1及び4-6-2に定める休日とこの規則に定める休暇（ただし、年次有給休暇を除く。）とが重なるときは休暇とする。

4-16 育児休業

4-16-1 大学は満1歳に満たない子を養育する職員から休業申出があつたときは、別に定めるところにより当該職員を育児休業させる。

4-17 介護休業

4-17-1 大学は家族の介護のため一時的に就業できない職員から休業申出があつたときは、別に定めるところにより当該職員を介護休業させる。

4-18 母性保護

4-18-1 大学は妊娠中及び出産後の女性職員の母性健康管理上の必要な措置について職員から申出があるときは、別に定めるところにより当該職員に必要な措置を受けさせる。

5 給与

5-1 職員の給与は、すべて労働の対償として支払う。

5-2 大学の承認なくして勤務しない職員に対しては、その勤務しない部分について給与を減額し、あるいは全く支払わない。

5-3 職員の給与に関する必要な事項は、別に定める関西医科大学給与規程による。

6 表彰及び制裁

6-1 表彰

6-1-1 大学は、次の基準により、適時職員の表彰を行う。

- a) 永年誠実に勤務し、大学に顕著な貢献をしたもの
- b) 発明、発見あるいは社会に有益な業績等、大学及び職員の名誉となる行為のあつたもの
- c) 業務上有益な工夫、改善、提案等をなしたもの
- d) 火災その他の災害を未然に又は速やかに防止し、若しくは非常災害の際に特に功労があつたもの
- e) 前各号のほか、特に功績があり、職員の模範となるもの

6-1-2 表彰は、次の方法又はその組合せにより行う。

- a) 表彰状の贈与
- b) 褒賞品又は褒賞金の贈与
- c) 褒賞休暇の付与
- d) 特別昇給

6-2 制裁

6-2-1 大学は、事業の運営又は学内秩序の維持を阻害し、大学の名誉を傷つけ、若しくは大学の不利益となる行為をなした職員に対し、6-4に定める手続を経て制裁する。ただし、その情状によつては制裁の程度を軽減し、あるいは制裁しないことがある。

6-2-2 制裁は、譴責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職及び懲戒解雇の6種とする。制裁の処置が決定したときは、大学は文書をもつて当該職員に告知する。

6-2-3 制裁の内容は、次のとおりとする。

- a) 譴責とは、始末書を提出せしめ、将来を戒める。
- b) 減給とは、始末書を提出せしめ、1回について平均賃金の1日分の2分の1を超えない範囲において、給与を減額する。ただし、その総額が当該給与支払期の給与総額の10分の1を超えることはない。
- c) 出勤停止とは、始末書を提出せしめ、1回について1ヶ月を超えない範囲で出勤を停止し、その期間の給与は支払わない。この期間には年次有給休暇を使用することは

できない。

- d) 降格とは、始末書を提出せしめ、任用されている資格並びに職位を降下させる。
- e) 諭旨退職とは、始末書を提出せしめ、将来を戒めて退職させる。退職しない場合は解雇する。
- f) 懲戒解雇とは、即時に解雇する。退職金は支払わない。ただし、事情によつて退職金を減額して支払うことがある。行政官庁の認定を得たときは、解雇の予告をせず、あるいは予告手当を支払わない。

6—3 制裁の対象事項

6—3—1 職員が、下記各項の各号の1に該当するときは、これを制裁する。

6—3—2 服務上の制裁事項

- a) 故意又は過失により、業務上重大な失態があつたとき。
- b) 故意に業務の障害を図つたとき。
- c) 正当な理由がなく就業（時間外、日直、宿直、呼出及び休日の勤務を含む。）を拒んだとき。
- d) 無断欠勤14日以上にわたつたとき又は出勤が常ならないとき。
- e) 勤務時間中、許可なく自己の職務以外のことを行つたとき。
- f) 入学試験に関連する業務遂行上、過失があつたとき。
- g) 過失により医療事故を起こしたとき。
- h) 前各号のほか、著しく自己の職務を怠り、誠実に勤務しないとき。
- i) この規則及びこの規則以外の大学の定める諸規則に従わないとき。

6—3—3 秩序保持上の制裁事項

- a) 職務上の命令に従わないとき。
- b) 自己の権限を著しく超えた独断の行為のあつたとき。
- c) 採用に際し重要な経歴を詐称し又は虚偽の書類を提出したとき。
- d) 大学以外の業務に従事し、自己の職務上重大な失態があつたとき。
- e) 学内の秩序を乱すおそれのある流言蜚語を行つたとき。
- f) ハラスメントとなり得る言動や行動を行つたとき。
- g) 故意又は過失により、大学の保有する個人情報をも洩し、若しくは個人情報に関する媒体・資料等を紛失したとき。
- h) 大学施設内において、許可なく集会、演説、放送、あるいは文書の配布、貼付、掲示等その他これに類する行為をなしたとき。

- i) 故意に大学の掲示を汚損、改変、抹消又は破棄したとき。
- j) 故意に他の職員の業務を妨害し、若しくはその能率を低下させ又はさせようとしたとき。
- k) 制裁に処せられたにもかかわらず、始末書を提出しない等、制裁に服する意思が認められないとき。
- l) 前各号のほか、学内の規律若しくは風紀を乱す行為のあつたとき。

6—3—4 大学財産尊重上の制裁事項

- a) 故意又は過失により、大学の建造物、設備、機械、器具、図書、その他の物品を損壊、滅失し又は許可なくして設置変更したとき、若しくは重大な災害事故を発生させたとき。
- b) 火災、水害その他非常災害が発生し又はそのおそれある場合、これに対する罹災防止の努力を怠つたとき。
- c) 大学の所有物を私服し、若しくは自己又は他人のための私用に供したとき。
- d) 故意又は過失により、大学の正当な債権を滅失又は減少させ、あるいはその行使を不能若しくは遅延させたとき。

6—3—5 不利益行為禁止の制裁事項

- a) 大学の機密を洩らしたとき。
- b) 不正の行為により利益を得、あるいは得させたとき。
- c) 大学の名義を濫用し、若しくは職位を利用して私利を得たとき。
- d) 大学の名誉又は信用を傷つけ、あるいはそのおそれのある行為をなしたとき。

6—4 表彰委員会・制裁委員会

6—4—1 職員を表彰又は制裁すべき事由のあるときは、所属部署長の具申により、大学は、表彰委員会又は制裁委員会を構成してこれを審議させ、その答申を考慮して表彰又は制裁を行う。ただし、制裁の対象事項が入学試験に関連する場合は、制裁委員会の開催を省略し事案発生後、直ちに学長又は学校長が調査委員会を開催し、関係者に対する処分を審議・決定のうえ、理事長あてに制裁の内容を答申することができるものとする。その場合の調査委員会の構成及び事務局は別に定める。

6—4—2 表彰委員会・制裁委員会は、慎重、かつ、公正に判断し、委員会の審議経過及び意見を、文書をもつて大学に答申するものとする。

6—4—3 表彰委員会の構成は、必要に応じ大学がこれを定める。

6—4—4 制裁委員会の構成は、次のとおりとする。

人事担当理事

具申者又はその代理者

当該職員の上司たる管理責任者

当該職員の直属長

人事部長

その都度大学の指名する委員 3名

合計 8名

人事担当理事を議長とする。

6-4-5 大学が組合員たる職員に関する事案について制裁委員会を構成するときは、その必要な理由を労働組合に通報し、組合が希望するときは3名以内の組合代表の参加を認める。

6-4-6 制裁委員会は、審議過程において、すくなくとも1回、当該職員に弁明の機会を与えなければならない。また、必要により参考人の意見を聴くことができる。

6-4-7 表彰委員会・制裁委員会の出席者は、委員会において知り得た事項を他に洩らしてはならない。

6-4-8 制裁の処分を受けた職員は、以後その制裁の故をもつて差別を受けることはない。

7 安全及び衛生

7-1 安全及び衛生の主旨

7-1-1 大学は、職員が常に健康で安全に業務を遂行できる措置を講ずると共に、その向上に努める。

7-1-2 職員は、この規則及び安全管理者、衛生管理者その他安全又は衛生に関する担当者の指示に従うと共に、進んで危害防止、保健衛生に注意し、その向上に努力しなければならない。

7-1-3 この規則に定めのない事項については、労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則その他の法令の定めるところによる。

7-2 安全管理者・衛生管理者

7-2-1 大学は、各部署ごとに安全管理者及び衛生管理者を任命する。ただし、1地域に2以上の部署が隣接しているときは、その地域全般を管理者の1所管範囲とすることができる。

7-3 安全担当者

7-3-1 危険防止の事項を担当するために、次の業務については安全担当者をおく。

- a) ボイラーの取扱作業
- b) 電気施設の管理及び電工作業
- c) 放射線機器の取扱作業
- d) 爆発の危険又は引火性を有する薬品等を使用する作業

7-3-2 安全担当者は、担当業務について常に災害予防に注意し、災害発生のおそれあるときは、直ちに安全管理者及び直属長に連絡すると共に、適切な処置をとらなければならない。

7-4 非常災害防止規程

7-4-1 防火その他非常災害に関する事項については、関西医科大学非常災害防止規程の定めるところによる。

7-5 疾病による就業禁止及び予防措置

7-5-1 法定伝染病、精神病又は法令で定める疾病にして、勤務することにより病勢が著しく悪化するおそれのある職員には就業を禁止する。

7-5-2 職員は、同居者あるいは住居の近隣に法定伝染病が発生し、又はその疑のあるときは、直属長に届け出て適切な予防措置を受けなければならない。

7-6 健康管理

7-6-1 大学は、次の各号のとおり、健康診断を行う。

- a) 採用のとき。
- b) 通常の業務に従事するもの年1回以上
- c) 特に必要と認める職員に対しては年2回以上

7-6-2 炊事・給水に従事するものに対して、すくなくとも月1回の検便を行う。

7-6-3 職員は、伝染病予防のために大学が行う措置に協力しなければならない。

8 災害補償

8-1 通則

8-1-1 職員が、業務上負傷し又は疾病に罹り、あるいはこれに起因する障害又は死亡のときは、この規定により補償を行う。

8-1-2 災害補償の種類は、次のとおりとする。

- a) 療養補償
- b) 休業補償
- c) 障害補償

d) 遺族補償

e) 葬祭料

f) 打切補償

8-1-3 この章で平均賃金とは、平均賃金を計算する必要の発生したときより遡り、最も近い賃金締切日までの3月間に、その職員に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額をいう。

8-1-4 災害補償は、その必要の発生した事故の当日より適用する。

8-1-5 この規定により補償を受けるべきものが、同一の事由により労働者災害補償保険法の適用を受ける場合は、その金額の限度までは、補償を行わない。

8-1-6 大学は、この規定により補償を行つたときは、同一の事由について、その金額の限度までは、民法による損害賠償を行わない。

8-1-7 業務上の災害が第三者の行為に起因する事故である場合にも、この規定による補償を行う。

8-1-8 補償を受けるべき事故の起因が第三者に関係し、当該第三者からその事故について損害賠償を受けるときは、その金額の限度までは大学は補償しないことがある。

8-1-9 この規定によつて補償を受ける権利は、退職によつて変更されることはない。

8-1-10 補償を受ける権利は、これを第三者に譲渡することはできない。

8-2 療養補償

8-2-1 職員が業務上負傷し又は疾病に罹つた場合は、大学は必要な医療を行い、又は必要な療養費を支給する。

8-2-2 業務上の疾病及び療養の範囲は、労働基準法施行規則第35条及び第36条による。

8-2-3 職員が業務上負傷し又は疾病に罹つたときは、直属長は遅滞なく事故現認書を大学に提出しなければならない。

8-2-4 療養補償は、当該職員の請求により、必要の都度これを支給する。

8-3 休業補償

8-3-1 業務上の負傷及び疾病による療養のため就業できない職員に対して、平均賃金の60%を基準とする休業補償を行う。

8-3-2 休業補償の支給期日は、毎月の給与支給日とする。

8-3-3 業務上の負傷又は疾病が当該職員自身の重大な過失に起因するときは、行政官庁の認定を受けた場合に限り、休業補償を減額し、あるいは全く支給しないことがある。

8-4 障害補償

8-4-1 職員が業務上負傷し又は疾病に罹り、治癒したとき、身体に障害がある場合は、労働基準法及び同法施行規則により障害補償を行う。

8-4-2 業務上の負傷又は疾病が当該職員自身の重大な過失に起因するときは、行政官庁の認定を受けた場合に限り、この規定の障害補償を減額し、あるいは全く支給しないことがある。

8-5 遺族補償

8-5-1 職員が業務上の事由により死亡したときは、遺族又は死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対し、平均賃金の1,000日分の金額を遺族補償金として支給する。

8-6 葬祭料

8-6-1 職員が業務上の事由によつて死亡したときは、葬祭を行う遺族又は葬祭を行う者に、平均賃金の60日分の金額を葬祭料として支給する。

8-7 打切補償

8-7-1 療養補償を受ける職員が、療養開始後3年を経過しても、負傷又は疾病が治癒しない場合は、平均賃金の1,200日分の金額の打切補償を行い、その後は補償を行わない。

8-7-2 前項の時期において、以後3カ月以内に治癒する見込みあるときは、療養の期間を3カ月まで延長することがある。ただし、延長期間を経過してもなお治癒しないときは、打切補償を1,110日分とする。

8-8 天災による場合の適用

8-8-1 職員が、業務遂行中、天災によつて負傷、疾病、障害又は死亡した場合は、事情調査の上、この規則を適用することがある。

8-9 法令による補償費の立替払

8-9-1 法令による職員の補償費の給付が長期間を要するときは、当該職員又はその遺家族の申出により、その金額の限度内で大学が立替払をすることができる。

9 教育訓練及び福利厚生

9-1 教育訓練

9-1-1 大学は、職員の資質の向上を図るため、教育訓練を行う。実施の方針、方法及び要領については別に定める。

9-2 福利厚生

9-2-1 大学は、業務上必要ある場合には、職員を大学附設の住宅又は寄宿舎に居住さ

せることがある。

9-2-2 附設住宅の使用については、関西医科大学校宅貸与規程の定めるところによる。

9-2-3 退職し又は解雇された職員は、直ちに附設住宅から退去しなければならない。
ただし、直ちに退去できない場合は、その理由並びに退去日時を記した退去延期願を大学に提出し、その許可を受けなければならない。

9-2-4 職員又はその親族が、大学附属の病院において診療を受けるときは、関西医科大学職員、学生等療養内規により、その負担金を減額する。

9-2-5 職員及びその親族の結婚、出産、死亡に際しては、関西医科大学慶弔規程の定めるところにより、それぞれ祝金、弔慰金を贈与する。

附 則

- 1 この規則の施行前に職員となつていものは、この規則により採用されたものとする。
- 2 この規則のうち、
 - a) 2-1-6 及び 2-1-7 は、教育職員、再雇用特別措置適用採用者及び附属の看護専門学校を卒業し直ちに採用された者について、その適用を除外する。
 - b) 4-1、4-2、4-3、4-6 及び 4-7 は、管理職者についてその適用を除外する。ただし、4-6 の規定に相当する日数を休日とする。
- 3 この規則による願出・届出の様式は、これを末尾に添付する。様式の添付のないものについては別にこれを定める。
- 4 この規則の段落区分の呼称は、その頭から、章、節、項及び号とする。
- 5 この規則は、昭和43年1月1日から施行する。

(一部改正経過年月日省略)

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年7月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、この規則施行の日の前日において改正前の規定により育児休業中の者については、改正規定による育児休職に読み替えて適用する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、2—3—3の改正規定の適用にあつては、勤続1年以上の看護師で大学の要請により、助産師の資格を取得するための学校に進学するときは、1年を限度に内地留学として取り扱うことができる。この場合は、資格取得後復職して勤務を継続することを条件とする。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年6月17日から施行する。ただし年次有給休暇に関して改正前の付与日数については、平成8年4月1日から、改正後の規則に読み替えて適用する。

附 則

この規則は、平成8年11月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、4—10—3b)については、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。ただし、2—3—4の改正規定の適用にあつては、勤続1年以上の看護師で大学の要請により、助産師の資格を取得するための学校に進学するときは、1年を限度に内地留学として取り扱うことができる。この場合は、資格取得後復職して勤務を継続することを条件とする。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

6—3—3のf)号に該当する場合の制裁の内容は、セクシュアルハラスメント防止規則に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行、適用する。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 2―3―2 d) の規定は、この規則の施行日前に欠勤した職員で同日において既に復帰しているものにかかる再度の欠勤の期間については、適用しない。
- 3 この規則の施行日において現に欠勤している職員で同日後に復帰する職員にかかる再度の欠勤の期間について、2―3―2 d) の規定を適用する場合においては、同号中「最初の欠勤以降のすべての欠勤期間」とあるのは「この規則の施行日以降の欠勤期間」とする。
- 4 前2項は2―3―2 e) に準用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

資料4

○関西医科大学管理職者定年退職内規

- 1 この内規は、管理職者に関する定年について定めるものとする。
- 2 関西医科大学就業規則（以下「就業規則」という。）第1章第3節にいう管理の地位にあるものの定年は、次のとおりとする。
 - 1) 学長、教室主任、研究所長、附属図書館長、病院長、副病院長及び看護専門学校長の定年は、その本務資格に基づき、別に定められた定年の規定による。
 - 2) 局長、部長（前号に該当する職位に併任するもの及び助教が診療科部長に任命された場合を除く。）及び室長の定年は、満65歳に達した日の年度末をもって定年退職するものとする。
 - 3) 前号及び第1号に定める管理職以外の管理職（前号各職の代理、補佐もしくは待遇の職にあるものを含む。）の定年は、就業規則に定める職員の一般定年規定による。ただし、大学が認めるときは、その定年を2カ年を限度として延期することができる。
- 3 管理職者は、別に定めのある場合を除き、定年に達した日をもって退職するものとする。
- 4 管理職者が定年に達したとき大学が必要と認める場合には、引続き管理職として大学の業務に従うことを認めることがある。ただし、この場合の身分は、嘱託とし、期間は管理職である教育職員については2年2期とし、その他の管理職者については別に定める。
 - 2 管理職を嘱託されたものの給与は、関西医科大学給与規程9—1—1の定めにかかわらず基本給の90%をもって嘱託給とする。
- 5 管理職者が就業規則に定める職員の一般定年の年令をこえ、かつ、この内規に定める定年に達する以前に管理職を解任されたときは、解任の日の属する月の翌月同日をもって定年に達したものとして取扱う。
- 6 管理職者が就業規則に定める職員の一般定年の年齢をこえ、この内規に定める定年に達する以前に退職をする場合は、退職日をもって定年に達したものとして取り扱うことができる。

附 則

この内規は、昭和45年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和48年8月20日から施行する。

附 則

この内規は、昭和51年10月4日から施行する。

附 則

この内規は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和61年4月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年7月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年5月1日から施行する。

第2項第2号の改正規定の適用は、施行日以降に任用される者に適用し、施行日前に診療科部長の職位にある助教は、なお従前の内規を適用する。

■ 医学研究科医科学専攻修士課程 時間割 (案)

1学期 15週

	月		火		水		木		金	
	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)
1時限 9-10:30										
2時限 10:40-12:10										
3時限 13-14:30										
4時限 14:40-16:10	2	統計遺伝学 担当:日笠 他 (総合研究施設セミナー室)								
5時限 16:20-17:50	1	医科学概論 I 担当:人見 他 (総合研究施設セミナー室)	2	ゲノム解析学 担当:日笠 他 (総合研究施設セミナー室)	1	医学英語 担当:葛 他 (総合研究施設セミナー室)				
6時限 18-19:30			1	医科学概論 II 担当:服部 (総合研究施設セミナー室)			2	臨床病態治療学 担当:長谷 他 (総合研究施設セミナー室)	1	大学院総合講義 担当:人見 他 (第四講義室)
7時限 19:40-21:10					2	スポーツ医学 担当:木村・黒瀬 (総合研究施設セミナー室)				

2学期 13週

	月		火		水		木		金	
	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)
1時限 9-10:30										
2時限 10:40-12:10										
3時限 13-14:30										
4時限 14:40-16:10			1	ゲノム医科学 担当:日笠 他 (総合研究施設セミナー室)			1	免疫・アレルギー 担当:松田 (総合研究施設セミナー室)		
5時限 16:20-17:50	1	生命情報処理学 担当:日笠 他 (総合研究施設セミナー室)			1	再生医学 担当:人見・服部 (総合研究施設セミナー室)	1	医工学生活支援概 論 担当:長谷 他 (総合研究施設セミナー室)	1	創薬科学 担当:小林 他 (総合研究施設セミナー室)
6時限 18-19:30	1	神経科学 担当:中村 他 (総合研究施設セミナー室)	1	がん生物学 担当:上野 他 (総合研究施設セミナー室)	1	生体計測工学 担当:北脇 他 (総合研究施設セミナー室)	1	医科学概論 III 担当:中郷 他 (総合研究施設セミナー室)	1	大学院総合講義 担当:人見 他 (第四講義室)
7時限 19:40-21:10					1	社会連携医工学 担当:木村 (総合研究施設セミナー室)				

3学期 7週

	月		火		水		木		金	
	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)	学年	科目名(場所)
1時限 9-10:30										
2時限 10:40-12:10										
3時限 13-14:30										
4時限 14:40-16:10			1	ゲノム医科学 担当:日笠 他 (総合研究施設セミナー室)			1	免疫・アレルギー 担当:松田 (総合研究施設セミナー室)		
5時限 16:20-17:50	1	生命情報処理学 担当:日笠 他 (総合研究施設セミナー室)			1	再生医学 担当:人見・服部 (総合研究施設セミナー室)	1	医工学生活支援概 論 担当:長谷 他 (総合研究施設セミナー室)	1	創薬科学 担当:小林 他 (総合研究施設セミナー室)
6時限 18-19:30	1	神経科学 担当:中村 他 (総合研究施設セミナー室)	1	がん生物学 担当:上野 他 (総合研究施設セミナー室)	1	生体計測工学 担当:北脇 他 (総合研究施設セミナー室)	1	医科学概論 III 担当:中郷 他 (総合研究施設セミナー室)		
7時限 19:40-21:10					1	社会連携医工学 担当:木村 (総合研究施設セミナー室)				

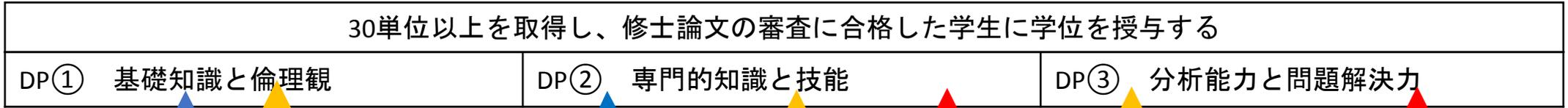
■ 医学研究科医科学専攻（修士課程） 履修モデル

		配当 年次	単位数									
			先端医科学分野			ゲノム医科学分野			医用工学分野			
			必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	
共通科目	講義科目	大学院総合講義	1①②通	1			1			1		
		医科学概論Ⅰ	1①	2			2			2		
		医科学概論Ⅱ	1①	1			1			1		
		医科学概論Ⅲ	1②③通	2			2			2		
		医学英語	1①	2			2			2		
		小計			8単位			8単位			8単位	
専門科目	講義科目（先端医科学）	再生医学	1②③通		2 ※1				2 ※2			2 ※2
		免疫・アレルギー	1②③通		2 ※1				2 ※2			2 ※2
		神経科学	1②③通		2 ※1				2 ※2			2 ※2
		創薬科学	1②③通		2 ※1				2 ※2			2 ※2
		がん生物学	1②③通		2 ※1				2 ※2			2 ※2
	講義科目（ゲノム医科学）	生命情報処理学	1②③通			2 ※2		2 ※1				2 ※2
		ゲノム医科学	1②③通			2 ※2		2 ※1				2 ※2
		統計遺伝学	2①			2 ※2		2 ※1				2 ※2
		ゲノム解析学	2①			2 ※2		2 ※1				2 ※2
		医工学生活支援概論	1②③通			2 ※2			2 ※2		2 ※1	
	講義科目（医用工学）	生体計測工学	1②③通			2 ※2			2 ※2		2 ※1	
		社会連携医用工学	1②③通			2 ※2			2 ※2		2 ※1	
		臨床病態治療学	2①			2 ※2			2 ※2		2 ※1	
		スポーツ医学	2①			2 ※2			2 ※2		2 ※1	
		小計			12単位以上			12単位以上			12単位以上	
特別研究科目	先端医科学特別研究	1②③、2通	10									
	ゲノム医科学特別研究	1②③、2通				10						
	医用工学特別研究	1②③、2通							10			
	小計			10単位			10単位			10単位		
				30単位以上			30単位以上			30単位以上		

先端医科学分野	想定する進路	身につけた医科学系の知識を基に、大学や企業において研究者、技術者を目指す人。博士課程への進学を視野に入れている人。
	共通科目	研究を始めるにあたって必要な知識を習得し、医学に関連する生命科学分野、臨床医学の基礎的知識をバランス良く学修するために、全ての科目を履修する
	専門科目	講義科目（※1）から6単位以上、講義科目（※2）から6単位以上を含め、12単位以上を履修する
	講義科目（選択必修） 講義科目（選択） 特別研究科目	特別研究で必要とされる知識を学修するために、先端医科学分野で開講する5科目中3科目以上を、選択のうえ履修する ゲノム医科学分野、医用工学分野で開講する9科目中3科目以上を、選択のうえ履修する 希望した指導教員から演習、研究・論文作成指導を受ける
ゲノム医科学分野	想定する進路	身につけた医科学系の知識を基に、大学や企業において研究者、技術者を目指す人。医療機関での医療従事者やビックデータを用いて一般企業での活躍を目指す人。
	共通科目	研究を始めるにあたって必要な知識を習得し、医学に関連する生命科学分野、臨床医学の基礎的知識をバランス良く学修するために、全ての科目を履修する
	専門科目	講義科目（※1）から8単位、講義科目（※2）から4単位以上を含め、12単位以上を履修する
	講義科目（選択必修） 講義科目（選択） 特別研究科目	特別研究で必要とされる知識を学修するために、ゲノム医科学分野で開講する4科目全てを履修する 先端医科学分野、医用工学分野で開講する10科目中2科目以上を、選択のうえ履修する 希望した指導教員から演習、研究・論文作成指導を受ける
医用工学分野	想定する進路	医療現場における指導者、教育者を目指す人。介護分野において、機器開発と医療現場との橋渡しを担える人材を目指す人。
	共通科目	研究を始めるにあたって必要な知識を習得し、医学に関連する生命科学分野、臨床医学の基礎的知識をバランス良く学修するために、全ての科目を履修する
	専門科目	講義科目（※1）から8単位以上、講義科目（※2）から4単位以上を含め、12単位以上を履修する
	講義科目（選択必修） 講義科目（選択） 特別研究科目	特別研究で必要とされる知識を学修するために、医用工学分野で開講する5科目中4科目以上を、選択のうえ履修する 先端医科学分野、ゲノム医科学分野で開講する9科目中2科目以上を、選択のうえ履修する 希望した指導教員から演習、研究・論文作成指導を受ける

医学研究科医科学専攻修士課程のカリキュラムマップ

資料7



	コースワーク 共通科目 (8単位)	コースワーク 専門科目 (講義科目) (12単位以上)	リサーチワーク 専門科目(特別研究科目)10単位
2年次		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 先端医科学分野 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> ゲノム医科学分野 ゲノム解析学 統計遺伝学 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 医用工学分野 臨床病態治療学 スポーツ医学 </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f4a460; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;">先端 医科学</div> <div style="background-color: #76b82a; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;">ゲノム 医科学</div> <div style="background-color: #c0392b; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;">医用 工学</div> </div>
1年次	全科目必修 医科学概論Ⅲ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 再生医学 免疫・アレルギー 神経科学 創薬科学 がん生物学 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> ゲノム医科学 生命情報処理学 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 医工学生活支援概論 生体計測工学 社会連携医工学 </div> </div>	
	大学院総合講義 医科学概論Ⅰ・Ⅱ 医学英語	所属する専門分野の開講科目は選択必修 所属外の開講科目は選択	所属する専門分野の科目を選択必修

関西医科大学研究者倫理規範
Kansai Medical University Policy Concerning the Maintenance of
High Ethical Standards in Research and Other Scholarly Activities

(目的)

第1条 関西医科大学は大学院医学研究科の理念に基づき、医学研究の世界的研究拠点を形成し、生命現象の真理を探究して世界的水準となる医学研究成果を創出するとともに、国際的視野に立って独創的な研究活動を行い、後進を指導する能力を持つ人間性豊かで広い学識を併せもつ優れた医学研究者を育成することを目標としている。そのため本学に所属する研究者には、基礎医学・社会医学・臨床医学の研究成果が社会に及ぼす多大な影響と責任とを自覚した高い研究者倫理が求められる。本規範は、本学における健全な研究環境の確保と医学研究の信頼性並びに公正性の保持とを目的とし、研究に携わるすべての者が守るべき倫理指針を示す。

(定義)

第2条 本規範における「研究」は、研究計画の申請、実施、成果の発表、成果の審査に関わるすべての行為と結果を含む。

2 研究者倫理規範とは、研究に関わる捏造 (fabrication)、改竄 (falsification)、盗用 (plagiarism) など、社会規範から逸脱した行為 (misconduct) を防止し、研究に際して社会的模範となるような行動の規範をさす。

(事前審査)

第3条 研究内容に応じ、以下の各号のように必要な事前審査を受けなければならない。

- (1) 人を被験者とする医学研究や各種の倫理指針の対象となる研究プロジェクトを実施する場合は、事前に医学倫理委員会又は医学倫理委員会小委員会（以下「医学倫理委員会等」という。）の審査を受ける。
- (2) 動物実験を含む研究プロジェクトを実施する場合は、事前に動物実験委員会の審査を受ける。
- (3) 遺伝子組換え実験を含む研究プロジェクトを実施する場合は、事前に遺伝子組換え実験安全委員会の審査を受ける。

(研究助成金)

第4条 科学研究費補助金などの研究助成金の申請および運用にあたり、以下の各号に留意しなければならない。

- (1) 研究の実態とかけ離れた誇大な成果ないしその見込みを掲げて、審査員を欺く研究計画を申請してはならない。
- (2) 論文数や論文内容など、申請書類に記載する研究業績に偽造や捏造を加えてはならない。
- (3) 助成金の執行に際しては、「補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律」、「科学研究費補助金取扱規程」などの関連する諸規定を遵守し、申請した研究計画から逸脱した目的に流用してはならない。

(受託研究等)

第5条 受託研究、共同研究は大学における所定の手続き（契約等）を経て実施しなければならない。

2 受託研究、共同研究の実施にあたっては、委託者、共同研究者との利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努める。

3 受託者、共同研究者として知りえた職務上の秘密について守秘義務を負う。

(実験の安全管理)

第6条 実験での機器、装置、薬品等の使用に際し、関係する取扱要項、学内諸規定集を遵守し、自らの健康と安全とを確保すると共に、被指導者の安全管理教育に努める。

2 実験の過程で生じた廃液、廃材等は、廃棄物等処理規程に準じて適切な処理を行う。

3 総合研究施設、実験動物飼育共同施設、アイソトープ実験施設、ガンマ線照射施設等の利用に際しては、各施設の諸規定と関連する法令とを遵守する。

(実験データの取り扱い)

第7条 存在しない実験データを作成する捏造、実験データを都合よく加工・変造する改竄、他者の研究成果や実験データを適切な引用なしで使用する盗用を行ってはならない。

2 実験データ、実験情報等は適切に管理し、紛失、遺漏、改竄等を防ぐ処置を講じる。

3 研究成果の発表の基礎とした実験データ、情報、資料等は、研究成果の検証に備えて適切な期間保存する。

4 被験者の個人情報、医学倫理委員会等の指示を遵守し、匿名化を含む厳重な管理と守秘とを徹底する。

(研究成果発表)

第8条 研究成果の発表に際しては、以下の各号を厳守する。

(1) 捏造、改竄ないし盗用したデータを用いてはならない。

(2) 守秘すべき個人情報等を公開してはならない。

(3) 研究成果の実態とかけ離れた誇大な表現や都合の良い誤解を導く表現を用いて発表してはならない。

(4) 先行研究を精査して当該研究に寄与した先行研究は適切に引用する。新規性の偽証をしてはならない。

(5) 同一の研究成果を報告した原著論文を複数の学術雑誌に投稿してはならない。

(6) 原著論文の筆頭著者は、その研究を実際に実施した者とし、研究結果に対して責任と説明義務とを負う。学術会議等での発表者もこれに準ずる。

(7) 原著論文の共著者、学術会議等の共同発表者は、その研究に寄与した者とし、研究結果に対して責任と説明義務とを共有する。

(8) 研究成果の利用にあたっては、共同研究者、論文の共著者、共同発表者の権利を尊重し、文書に明示された同意を得て行う。

(9) マスメディアに研究成果を発表する際には、明確な研究成果に基づいて、適切な手続きを経て行う。

(研究の審査)

第9条 学内外の助成金・研究補助金等の申請書の審査、学会発表や学術雑誌の投稿論文の審査・査読にあたる場合は、評価基準、審査綱領等に従って公正で公平な審査を行う。

2 他者の業績評価や審査によって知りえた情報の不正利用や漏洩をしてはならない。

(懲罰)

第10条 関西医科大学に所属する研究者が研究に関して不正行為を行った場合（疑いを含む。）、調査をした上で懲罰を科すことがある。

平成18年6月27日制定

○関西医科大学倫理審査センター規程

(設置)

第1条 関西医科大学に、倫理審査センター（以下、センターという）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、関西医科大学の医学倫理審査委員会、附属三病院（附属病院、総合医療センター、香里病院）の研究倫理審査委員会を円滑に管理、運営することを目的とする。

(組織)

第3条 センターは学長直轄とし、次の教職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) 副センター長 2名（うち、1名は事務局長を兼ねる）
- (3) 専任職員（臨時含む） 若干名
- (4) 兼務職員（大学） 若干名
- (5) 兼務職員（病院） 病院毎に若干名

2 センター長は本学教授の中から、副センター長は本学教員の中から学長が指名する。

3 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(業務)

第4条 センターでは、倫理審査に関する次の業務を行う。

- (1) 医学倫理審査委員会、研究倫理審査委員会の開催
- (2) 新規倫理申請書類及び変更倫理申請書類の受付及び管理業務
- (3) 当該研究の中止、終了、定期報告に関する各種書類の受付及び管理業務
- (4) 倫理教育受講状況、モニタリング、監査実施状況の管理業務
- (5) 倫理審査委員会に係る学外及び学内のホームページ、倫理申請システムの管理業務
- (6) その他、倫理審査委員会に関する業務

(運営委員会)

第5条 センターの管理及び運営等を行うため、倫理審査センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、次の委員をもつて構成する。

- (1) センター長
- (2) 附属三病院長
- (3) 臨床研究支援センター長
- (4) その他、センター長が必要と認める者

- 3 運営委員会委員長はセンター長がこれにあたる。
- 4 運営委員会の定期開催は原則年1回とし、その他必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員長の判断により、書面審議又は通信審議により意見を徴収し、委員会決定とすることができる。
- 6 運営委員会の事務は、センターの専任職員が行う。

(運営委員会の協議事項)

第6条 運営委員会は、次の事項を協議する。

- (1) センターの運営に関する重要な事項
- (2) センターの予算、決算に関する事項
- (3) その他委員長が運営委員会で協議が必要と認める事項

(臨床研究専門委員会)

第7条 センターに提出された実施計画を調査及び検討するため、臨床研究専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

- 2 専門委員会は申請件数に応じて複数設置することができる。専門委員会名はIから順次採番する。
- 3 専門委員会の委員は、臨床系講座主任が推挙し、センター長の承認後、学長が委嘱する。
- 4 専門委員会に委員長を置く。委員長は委員の中からセンター長が選任する。
- 5 専門委員会は、調査及び検討の結果を本審査を行う倫理審査委員会に報告しなければならない。運用等については別途定める。
- 6 専門委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会)

第8条 医学倫理審査委員会、附属三病院（附属病院、総合医療センター、香里病院）の研究倫理審査委員会及び専門委員会に関しては別途定める規定に従う。

第9条 附属病院医療倫理センター組織運営規則第2条に則り、医療倫理検討委員会の審議結果について報告を受け職員に周知する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会及び医学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

学習支援システム KMULAS



学務課教務係

2020年2月26日 (Ver 1.0)

第1章 KMULAS 導入経緯とあるべき姿

学習支援システムの KMULAS とは Kansai Medical University Learning Assistant System の略で、本学ではカムラスと呼んでいます。

計画のごく初期の段階では講義資料のペーパーレスだけを目的としましたが、講義資料をオンラインで配信するだけでなく、授業中に実施するクリッカーや、予復習としての小テスト、レポートの提出など総括的に学習を支援するシステムとしての活用を目指すことになりました。

2015 年の段階的導入を経て 2016 年の本格導入を実施した当初は、教員と学生の双方から授業の形態が変更することに異論がありましたが、現在ではほぼ全ての授業で講義資料のオンライン配信が実現できており、講義資料の配信が遅れると学生から問い合わせを受けるなど、予習の一助になるツールとなっていることを実感できるまでとなりました。

授業中のクリッカーや小テスト、レポートの提出・返却については、講義資料の配信に比べると利用率が下がりますが、授業を活性化し教員と学生の双方向のコミュニケーションを支援する仕組みです。新任教員への普及や活用事例の FD を通して普及への取り組みを継続し、学習を支援するシステムとして役割を拡充できるよう目指しています。

第2章 講義資料の配信

1. 学内・学外のどちらからも KMULAS にログイン可能です。



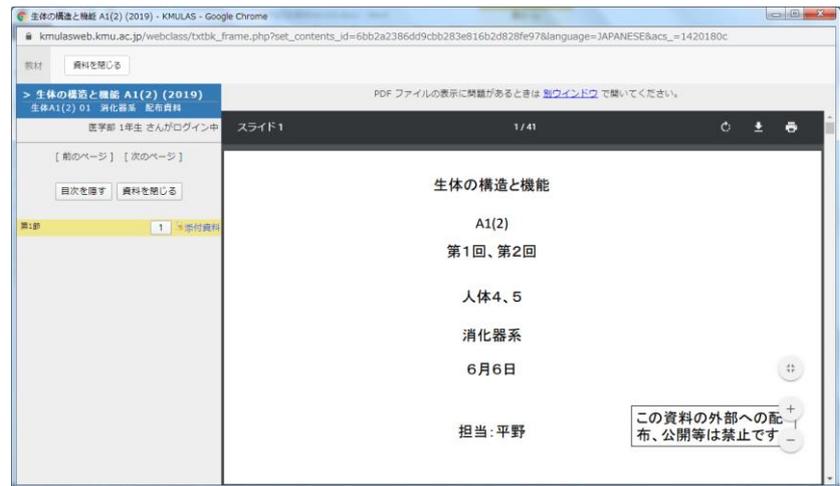
2. ログイン後は、授業のカレンダーが表示され、それぞれの授業名をクリックすると、授業ごとのページが表示されます。



3. 授業ごとのページでは、講義資料やテストを、授業日(授業時間)ごとにまとめています。

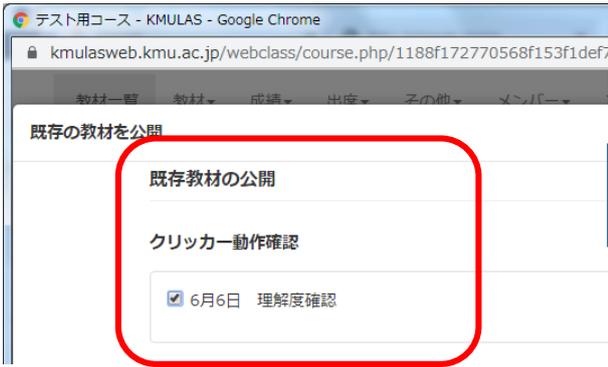
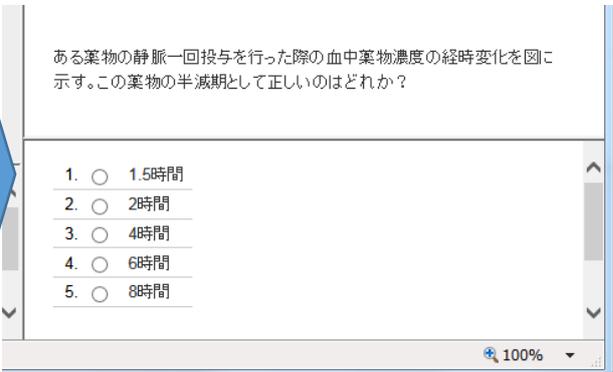
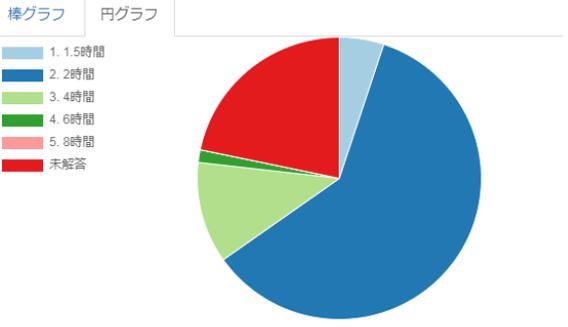


4. 資料は画面上で閲覧できますし、PDFファイルとしてダウンロードすることも可能です。



第3章 クリッカー

クリッカーとは授業中に問題を出題した問題に対して、短時間で学生の回答を受け付けた後、その場で回答割合を示しながら解説をするというスタイルのテストです。授業中に解説した内容に対する理解度を、教員がリアルタイムに確認できるという役割があります。また、クリッカーの実施を予告することで、学生に授業を聞き漏らさないという姿勢を促すとともに、授業を振り返る効果を期待しています。

教員画面	学生画面
<p>1. 教員は非公開にしていた問題を公開します。</p> 	<p>学生に問題が公開されたことが表示されます。</p> 
<p>2. 教員は学生に回答時間を口頭で指示します。</p>	<p>学生は回答を始めます。</p> 
<p>3. 回答締め切り後、教員は回答状況を確認し、結果を学生に解説します。</p> 	

第4章 予復習としての小テスト

テスト機能は、単数選択式、複数選択式、単語/数値入力式、記述式など様々な形式に対応しています。記述式以外は自動採点が可能で、学生が回答後に解説を見る機能があります。テスト機能を予復習に利用することで、学生の自学自習を促し、教員は学生の回答状況から次の授業へのフィードバックを準備できます。

第1節 教員がテストを準備する

1. テスト名、公開期間、採点結果の開示/非開示などを設定します。

基本設定

ラベル

(必須) タイトル 'New'マーク

(必須) 種別

アクセス制限

説明/注意点

[-] 教材実行時の制限

日時制限 する しない

2020年 2月 27日 13時 11分 から
2020年 2月 27日 13時 11分 まで

実行回数の制限 回

2. 問題を準備します。
標準的な単数選択式テストに必要な設定は次の項目です。
 - ・問題文
 - ・選択肢
 - ・正答
 - ・解説(必要に応じて)

確認テスト (練習) 設問 1

問題文

説明

正答

解説

1. 免疫に関連する正しい記述を選びなさい。
 (1) 歴史的にみると文明の発達によって感染症が減少してきた。
 (2) ポリオはワクチン接種により撲滅された。
 (3) ヘルペスに対する抗体産生は免疫記憶を誘導する。
 (4) 細胞移植成立には免疫反応を増強することが重要である。

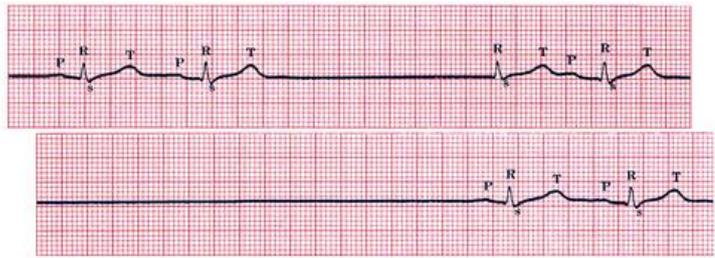
第2節 学生が回答する

1. 公開期間中にテスト名をクリックします。

9/5 4限 循環10 不整脈治療薬		
<input type="checkbox"/>	● 不整脈治療薬 講義資料	更新 6カ月前 実行者数 82
<input type="checkbox"/>	● 不整脈治療薬 練習問題	更新 6カ月前 実行者数 43
<input type="checkbox"/>	● 不整脈治療薬 練習問題PDF	更新 6カ月前 実行者数 45

2. 1問ずつ回答し、最後に採点ボタンをクリックします。

設問 10 78歳男性。ときどき気が遠くなるため受診。図のような心電図であった。治療として適切なものをすべて選べ。



▶ 拡大

- a. アトロピン静注
- b. イソプレナリン静注
- c. リドカイン静注
- d. ペースメーカー植え込み
- e. 植え込み型除細動器(ICD)植え込み

(1)

採点

3. 回答を提出後、採点結果と解説を確認できます。

設問結果 / 解説 - Internet Explorer

結果に戻る 設問結果 / 解説

不整脈の発生機序について正しいものをすべて選べ。

- a. Caチャンネル開口を阻害すると再分極が遅れ、QT延長につながる。
- b. QT延長はtorsades de pointesという危険な不整脈をおこしやすい。
- c. 心室筋の脱分極はNaチャンネルの開口から始まる。
- d. 低K血症は撃発活動(triggered activity)を誘発する。
- e. リエントリーは徐脈性不整脈の原因となる。

回答

- c. 心室筋の脱分極はNaチャンネルの開口から始まる。
- d. 低K血症は撃発活動(triggered activity)を誘発する。

正解

- b. QT延長はtorsades de pointesという危険な不整脈をおこしやすい。
- c. 心室筋の脱分極はNaチャンネルの開口から始まる。
- d. 低K血症は撃発活動(triggered activity)を誘発する。

解説

Kチャンネル開口阻害によりQT延長がおこる。
リントリーは頻脈性不整脈の原因。

前へ 次へ

100%

第3節 教員が学生の回答状況を確認する

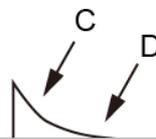
1. 全体の正答率を確認します。

分析結果					
		平均値 [4.77]	最大値 [10.00]	最小値 [0.00]	
		中央値 [5]	標準偏差 [4.37]		
問題番号	正答率	最小解答時間	平均解答時間	最大解答時間	結果
1	56 %	0.0秒	0.0秒	0.0秒	<input type="button" value="Check"/>
2	44 %	0.0秒	0.0秒	0.0秒	<input type="button" value="Check"/>
3	51 %	0.0秒	0.0秒	0.0秒	<input type="button" value="Check"/>
4	48 %	0.0秒	0.0秒	0.0秒	<input type="button" value="Check"/>
5	43 %	0.0秒	0.0秒	0.0秒	<input type="button" value="Check"/>

2. 問題ごとの回答状況を確認します。

心筋の活動電位の図を示す。

Vaughan Williams分類III群の抗不整脈薬アミオダロンが作用するのはどれか。【CBT】



正答

- a. A
- b. B
- c. B, E
- d. D
- e. D, E

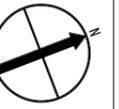
解答の詳細

正答	解答	回数	氏名
	a	2	<input type="button" value="表示"/>
	b	0	<input type="button" value="表示"/>
	c	1	<input type="button" value="表示"/>
	d	3	<input type="button" value="表示"/>
○	e	42	<input type="button" value="表示"/>
	未解答	26	<input type="button" value="表示"/>

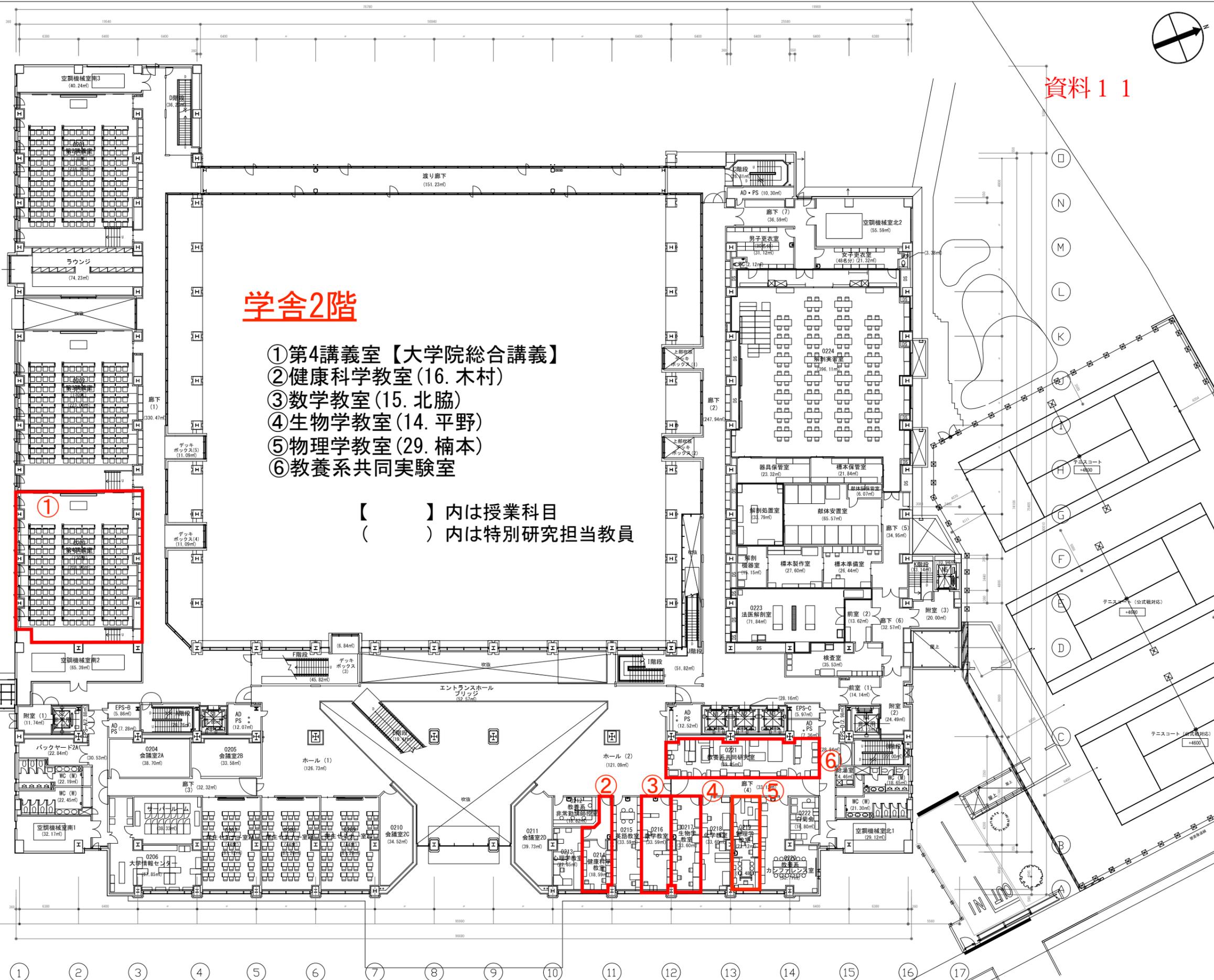
第5章 学生アンケート

KMULAS のアンケート機能を利用して、学生の意見を収集することができます。
授業や教員に関する教育評価アンケートや、学修実態調査に利用しています。

<p>1. 設問や回答期間を準備します。</p>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p>学修実態 ...</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度 学修時間・学修行動実態調査 更新 26日前 ■ アンケート 実行者数 113 ... 利用可能期間 2020/02/03 09:00 - 2020/02/10 18:00 <hr/> <p>教育評価アンケート(1月24日実施) ...</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 0124-1 教育評価アンケート(科目部門) 生体の構造と機能 C1(2) 更新 1か月前 ■ アンケート 実行者数 108 ... 利用可能期間 2020/01/24 15:40 - 2020/01/31 18:00 <ul style="list-style-type: none"> ● 0124-2 教育評価アンケート(教員部門) 解剖・田中先生 更新 1か月前 ■ アンケート 実行者数 108 ... 利用可能期間 2020/01/24 15:40 - 2020/01/31 18:00 </div>																																																																																																										
<p>2. 学生は実施期間中に回答し、提出します。</p>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px;"> <p>設問 1 あなたは授業の予習を行っていましたか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <input type="radio"/> 頑張って予習した 2. <input type="radio"/> 少し予習した 3. <input type="radio"/> 全くしていない <p>設問 2 あなたは集中して授業に参加していましたか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <input type="radio"/> 大いにそう思う 2. <input type="radio"/> そう思う - </div>																																																																																																										
<p>3. 回答結果の集計例</p>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px;"> <p>令和元年度 教育評価アンケート 医学部科目部門：◎臓器別系統別コース 実施日：令和元年7月4日(木) 科目名：感染症コース 回収率：89/120 (74.2%)</p> <hr style="border: 2px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">I. 授業への参加度</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>1. あなたは授業の予習を行っていましたか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>質問項目</th> <th>回答数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>頑張って予習した</td> <td>23</td> <td>26.8%</td> </tr> <tr> <td>少し予習した</td> <td>49</td> <td>55.1%</td> </tr> <tr> <td>全くしていない</td> <td>16</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1</td> <td>1.1%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>2. あなたは集中して授業に参加していましたか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>質問項目</th> <th>回答数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大いにそう思う</td> <td>21</td> <td>24.8%</td> </tr> <tr> <td>そう思う</td> <td>40</td> <td>44.9%</td> </tr> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>16</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>あまりそう思わない</td> <td>1</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>そう思わない</td> <td>1</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1</td> <td>1.1%</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <hr style="border: 2px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">II. ◎臓器別 ◎科目：臓器別系統別コース</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>大いに そう思う</th> <th>そう 思う</th> <th>どちらとも いえない</th> <th>あまり そう 思わない</th> <th>そう 思わない</th> <th>無回答</th> <th>科目評価</th> <th>科目部門 コース平均</th> <th>科目部門 全科目平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 授業内容に合った授業内容でしたか。</td> <td>37.1%</td> <td>49.1%</td> <td>12.4%</td> <td>1.1%</td> <td>0.0%</td> <td>1.1%</td> <td>4.23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 4. 授業の進捗があなたにとって適切でしたか。</td> <td>31.0%</td> <td>50.0%</td> <td>15.7%</td> <td>0.0%</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> <td>4.13</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 授業内容に不満足な点がありましたか。</td> <td>36.0%</td> <td>46.1%</td> <td>15.7%</td> <td>1.1%</td> <td>0.0%</td> <td>1.1%</td> <td>4.10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 7. 教員が授業に十分な準備ができていましたか。</td> <td>36.0%</td> <td>47.2%</td> <td>12.4%</td> <td>0.0%</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> <td>4.23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 教員が授業に十分な準備ができていましたか。</td> <td>36.0%</td> <td>49.4%</td> <td>11.2%</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> <td>4.19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 9. 総合的に見てこの授業には満足しましたか。</td> <td>37.1%</td> <td>50.0%</td> <td>10.1%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>2.2%</td> <td>4.22</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	質問項目	回答数	構成比	頑張って予習した	23	26.8%	少し予習した	49	55.1%	全くしていない	16	18.0%	無回答	1	1.1%	質問項目	回答数	構成比	大いにそう思う	21	24.8%	そう思う	40	44.9%	どちらともいえない	16	18.0%	あまりそう思わない	1	1.1%	そう思わない	1	1.1%	無回答	1	1.1%	評価項目	大いに そう思う	そう 思う	どちらとも いえない	あまり そう 思わない	そう 思わない	無回答	科目評価	科目部門 コース平均	科目部門 全科目平均	2. 授業内容に合った授業内容でしたか。	37.1%	49.1%	12.4%	1.1%	0.0%	1.1%	4.23			① 4. 授業の進捗があなたにとって適切でしたか。	31.0%	50.0%	15.7%	0.0%	1.1%	1.1%	4.13			5. 授業内容に不満足な点がありましたか。	36.0%	46.1%	15.7%	1.1%	0.0%	1.1%	4.10			② 7. 教員が授業に十分な準備ができていましたか。	36.0%	47.2%	12.4%	0.0%	1.1%	1.1%	4.23			8. 教員が授業に十分な準備ができていましたか。	36.0%	49.4%	11.2%	1.1%	1.1%	1.1%	4.19			③ 9. 総合的に見てこの授業には満足しましたか。	37.1%	50.0%	10.1%	0.0%	0.0%	2.2%	4.22		
質問項目	回答数	構成比																																																																																																									
頑張って予習した	23	26.8%																																																																																																									
少し予習した	49	55.1%																																																																																																									
全くしていない	16	18.0%																																																																																																									
無回答	1	1.1%																																																																																																									
質問項目	回答数	構成比																																																																																																									
大いにそう思う	21	24.8%																																																																																																									
そう思う	40	44.9%																																																																																																									
どちらともいえない	16	18.0%																																																																																																									
あまりそう思わない	1	1.1%																																																																																																									
そう思わない	1	1.1%																																																																																																									
無回答	1	1.1%																																																																																																									
評価項目	大いに そう思う	そう 思う	どちらとも いえない	あまり そう 思わない	そう 思わない	無回答	科目評価	科目部門 コース平均	科目部門 全科目平均																																																																																																		
2. 授業内容に合った授業内容でしたか。	37.1%	49.1%	12.4%	1.1%	0.0%	1.1%	4.23																																																																																																				
① 4. 授業の進捗があなたにとって適切でしたか。	31.0%	50.0%	15.7%	0.0%	1.1%	1.1%	4.13																																																																																																				
5. 授業内容に不満足な点がありましたか。	36.0%	46.1%	15.7%	1.1%	0.0%	1.1%	4.10																																																																																																				
② 7. 教員が授業に十分な準備ができていましたか。	36.0%	47.2%	12.4%	0.0%	1.1%	1.1%	4.23																																																																																																				
8. 教員が授業に十分な準備ができていましたか。	36.0%	49.4%	11.2%	1.1%	1.1%	1.1%	4.19																																																																																																				
③ 9. 総合的に見てこの授業には満足しましたか。	37.1%	50.0%	10.1%	0.0%	0.0%	2.2%	4.22																																																																																																				



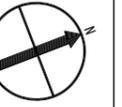
Q
P
O
N
M
L
K
J
I
H
G
F
E
D
C
B
A



学舎2階

- ① 第4講義室【大学院総合講義】
- ② 健康科学教室(16. 木村)
- ③ 数学教室(15. 北脇)
- ④ 生物学教室(14. 平野)
- ⑤ 物理学教室(29. 楠本)
- ⑥ 教養系共同実験室

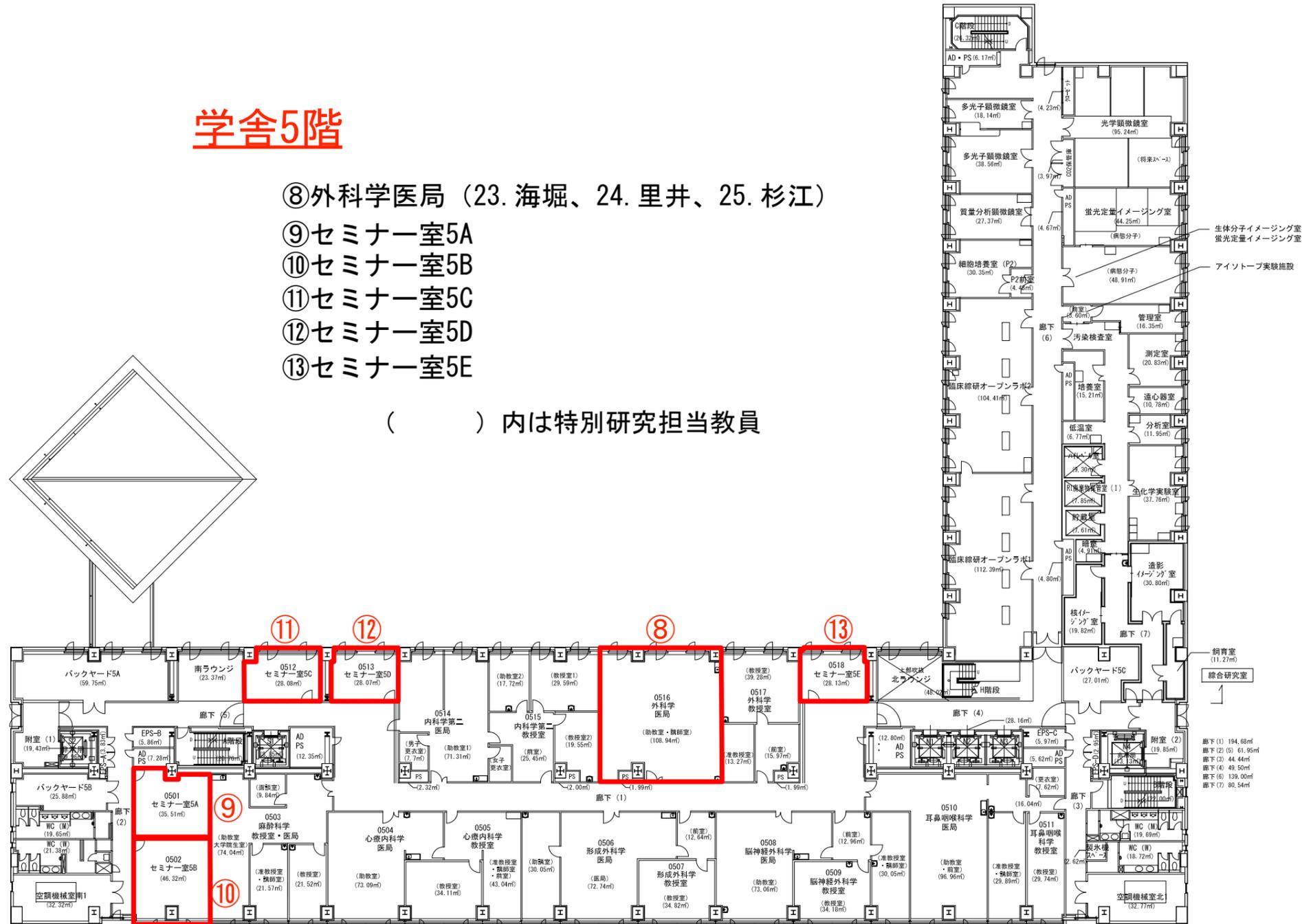
【 】内は授業科目
 ()内は特別研究担当教員



学舎5階

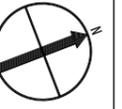
- ⑧外科学医局 (23. 海堀、24. 里井、25. 杉江)
- ⑨セミナー室5A
- ⑩セミナー室5B
- ⑪セミナー室5C
- ⑫セミナー室5D
- ⑬セミナー室5E

() 内は特別研究担当教員



廊下 (1) 194.68㎡
 廊下 (2) (5) 61.95㎡
 廊下 (3) 44.44㎡
 廊下 (4) 49.50㎡
 廊下 (5) 139.00㎡
 廊下 (7) 92.54㎡

備考	関西医科大学 施設部										作成	2020/03/10	種類	関西医科大学				整理 NO	図面 NO	
											発行	2020/03/10	部長	課長	係長	主任	担当	図面名称	5階平面図	縮尺



学舎6階

- ⑭ 総合研究施設セミナー室【大学院総合講義以外の講義科目】
- ⑮ リハビリテーション医学医局 (12. 長谷)
- ⑯ 整形外科学医局 (11. 齋藤)
- ⑰ 内科学第一医局 (22. 倉田)
- ⑱ 侵襲反応制御部門研究室 (20. 廣田)
- ⑲ セミナー室6A
- ⑳ セミナー室6B
- ㉑ セミナー室6C
- ㉒ セミナー室6D

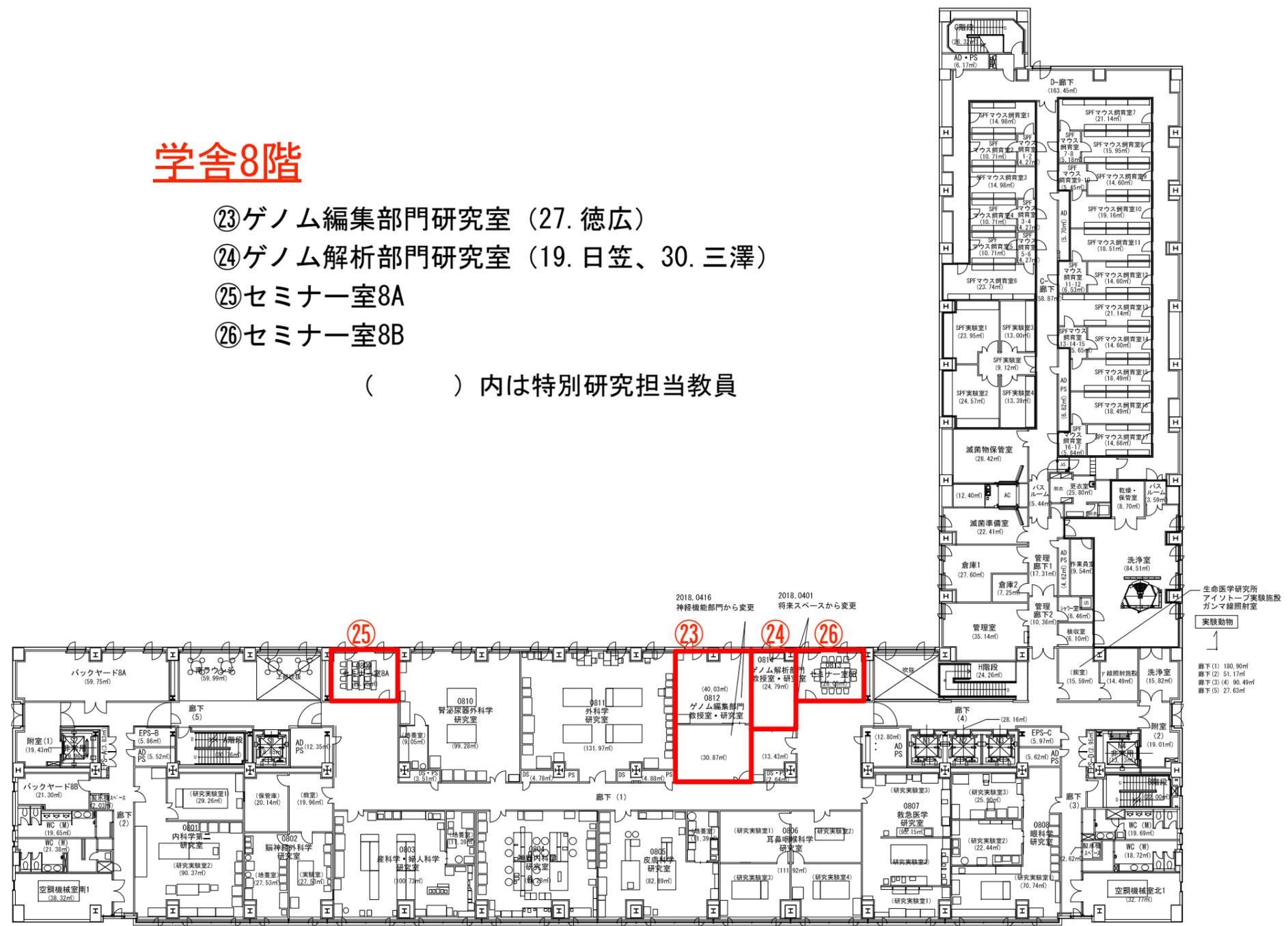
【 ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨



学舎8階

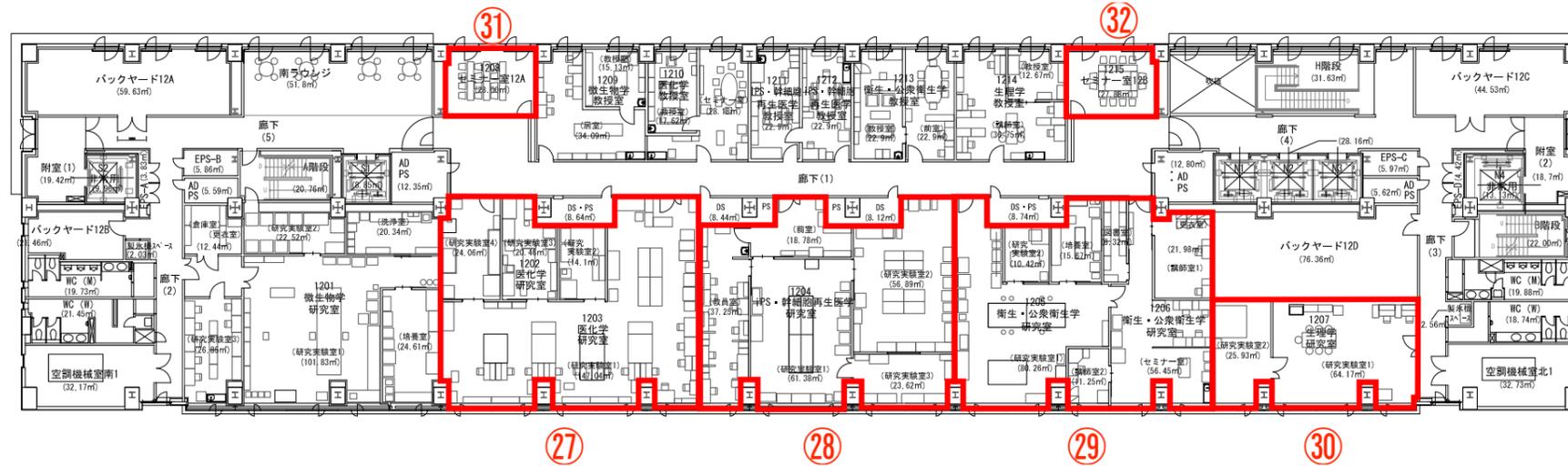
- ㉓ゲノム編集部門研究室 (27. 徳広)
- ㉔ゲノム解析部門研究室 (19. 日笠、30. 三澤)
- ㉕セミナー室8A
- ㉖セミナー室8B

() 内は特別研究担当教員



備考	関西医科大学 施設部										作成	2020/03/12	種類	関西医科大学			整理 NO	図面 NO
											発行	2020/03/12	部長	課長	係長	主任	担当	図面名称
											8階平面図			1/400 (A3)				

学舎12階



- ⑲ 医化学研究室 (4. 小林)
- ⑳ iPS・幹細胞再生医学研究室 (7. 人見、17. 服部)
- ㉑ 衛生・公衆衛生学研究室 (18. 甲田)
- ㉒ 生理学研究室 (3. 中村)
- ㉓ セミナー室12A
- ㉔ セミナー室12B

12階

学舎11階



- ㉕ 解剖学研究室 (2. 北田)
- ㉖ iPS・幹細胞応用医学研究室 (8. 六車)
- ㉗ 神経機能部門研究室 (21. 小早川)
- ㉘ 法医学研究室 (10. 赤根)
- ㉙ セミナー室11A
- ㉚ セミナー室11B

11階

学舎10階



- ㉛ 臨床病理学研究室 (13. 蔦)
- ㉜ 薬理学研究室 (5. 中邨)
- ㉝ 生体情報部門研究室 (26. 松田)
- ㉞ モデル動物部門研究室 (28. 李)
- ㉟ 分子遺伝学部門研究室 (1. 木梨)
- ㊱ セミナー室10A
- ㊲ セミナー室10B

10階

() 内は特別研究担当教員

作成	2013/1/31	撮影		工事名称	関西医科大学	階層	NO	図面	NO
発行	2019/1/10	縮尺		担当者	10・11・12階平面図	縮尺	1/400(A3)		
関西医科大学 施設部									

○大学院医学研究科長期履修制度に関する内規

(設置)

第1条 平成22年度から関西医科大学大学院医学研究科に関西医科大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条により長期履修制度を導入する。長期履修制度（長期履修コース）（以下「当コース」という。）の取扱について、以下のとおり定める。

(対象)

第2条 当コースに申請することができる者は、社会人入学試験を経て入学し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者（正職員又は自営業者に限る。）
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他、学長が認めた者
- (4) ただし、前号による者は、学位論文掲載証明の取得遅れ等を事由にする場合を除く。

(申請手続)

第3条 当コースを希望する者は、原則として入学願書提出時に申請しなければならない。申請にあたっては、指導教員の許可を経て長期履修（変更）申請書（別紙様式第1号）の他、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 前条第1号該当の場合

在職証明書（学外勤務者のみ。）

ただし、開業医等で在職証明書が発行できない場合は、職業を有することが確認できる書類

- (2) 前条第2号該当の場合

育児による場合は、出産予定、或いは出産したことを証明する書類

介護による場合は、介護を必要とする内容の医師等の診断書又は証明書、及び介護を必要とする者との続柄を証明する書類

- (3) 前条第3号該当の場合

認めるにあたり、当該事由を明らかにすることができる公的機関、病院等の証明書

(許可)

第4条 当コースの許可は、大学院医学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(修業年限、在学年限及び修了要件)

第5条 博士課程における当コース適用者の修業年限は、5年を標準とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。また、学則第22条第2項に定める早期修了の適用を

受けない。

- 2 修士課程における当コース適用者の修業年限は3年を標準とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(当コースへの変更)

第6条 在学する者で当コースを希望する者は、長期履修の開始を希望する年度の前年度の12月までに長期履修を申請しなければならない。申請にあたっては、指導教員の許可を経て第3条に定める書類を提出しなければならない。なお、当コースへの変更は、社会人入学試験を経ていない者であっても、申請時に社会人学生としての身分を有し、かつ、第2条第1号、第2号又は第3号のいずれかに該当すれば申請可能とする。ただし、当コースへの申請は在学中に1回限りとする。

(長期履修の辞退)

第7条 当コースを履修している者が、標準修業年限内での履修へ変更を希望するときは、変更を希望する年度の前年度12月までに長期履修の辞退を申請しなければならない。申請にあたっては、指導教授の許可を経て長期履修辞退願(別紙様式第2号)を提出しなければならない。

- 2 当コースを辞退する者が、学則第22条第2項に定める早期修了の適用を受ける場合は、2学年の12月までに申請しなければならない。

(授業料その他)

第8条 当コースの授業料その他は次のとおりとする。

入学金

- ・博士課程・修士課程 20万円

授業料

- ・博士課程 年額40万円 総額200万円
- ・修士課程 年額26万円(最終年度のみ28万円) 総額80万円

- 2 授業料の算出方法は、通常の授業料年額50万円×標準修業年限4年÷長期履修許可年限5年とする。在学している学生が当コースを申請し認められた場合、及び当コースの辞退が認められた場合の授業料の年額は、学則の規定にかかわらず、授業料総額から学生が既に納付した額を控除した額を残った履修年数で除した額とする。

(授業科目及び履修方法)

第9条 当コースの授業科目は、昼夜開講制度を活用する。必要単位数は、「医学研究科単位修得・成績評価に関する内規(平成28年度以降入学者)」に定めるとおりとする。な

お、授業科目の単位は原則として別表に定める所定の学年において修得するものとする。

(その他)

第 10 条 その他の定めについては、学則の定めるところによる。

附 則

この内規は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (略)

【別記 1 参照】

【修士課程】

※ 3 学年は学位論文提出学年であり、本来単位取得は 2 学年までで完了するが、理由によっては 3 学年での単位取得も可とする。

※ 在学中に当コースに変更した場合の単位は、長期履修制度の開始年度以降、別表に定める所定の学年において履修する。

※ 在学中に当コースを辞退した場合の単位は、2 学年までに残りの単位取得を完了することとし、理由によっては 4 学年での単位取得も可とする。ただし、学則第 22 条第 2 項に定める早期修了の適用を受ける場合は学位申請前に完了すること。

【博士課程】

※ 5 学年は学位論文提出学年であり、本来単位取得は 4 学年までで完了するが、理由によっては 5 学年での単位取得も可とする。

※ 1 年間研究・論文作成指導を受けることによって 2 単位とする。

※ コースワークの共通コースについては、収録されたものを視聴の上、レポート提出による履修を認める場合がある。

※ 在学中に当コースに変更した場合の単位は、長期履修制度の開始年度以降、別表に定める所定の学年において履修する。

※ 在学中に当コースを辞退した場合の単位は、3 学年までに残りの単位取得を完了する

こととし、理由によっては4学年での単位取得も可とする。ただし、学則第 22 条第 2 項に定める早期修了の適用を受ける場合は学位申請前に完了すること。

○関西医科大学自己点検・評価に関する規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、関西医科大学学則第2条第2項の規定に基づき、関西医科大学における、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育・研究及び診療並びに管理運営等の全般につき、常に自己点検・評価を行うとともに改善に努めることによって、本学の活性化及び合理化を図り社会的責務を果たすことを目的とする。

2 この規程は、学校教育法に基づく認証評価に関わる自己点検・評価についても定める。

(自己点検・評価の項目)

第2条 自己点検・評価の大項目は、次のとおりとする。

(1) 領域別

ア 管理運営

イ 教育活動

ウ 研究活動

(2) 部署別

ア 附属の4病院

2 自己点検・評価の中項目及び小項目は、第3条に定める自己点検・評価委員会で決定する。

(自己点検・評価委員会の設置)

第3条 第1条の目的を達成するため、本学に、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に、前条第1項第1号に規定する領域別に小委員会を置く。

3 前項に規定する小委員会のうち、前条第1項第1号に規定するイ及びウの領域の小委員会に、それぞれ医学部分科会及び看護学部分科会を置く。

(構成等)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

(1) 医学部教授会から選出された者 6名

(2) 看護学部教授会から選出された者 4名

(3) 医学部准講会から選出された者 2名

(4) 事務部長会から選出された者 3名

(5) 事務職以外の一般職で理事長が指名した者 2名

- 2 委員の任期は、2年とする。また、通算4年を超えないものとする。
- 3 第1項にかかわらず委員会が必要と認めたときは、委員を追加することができる。
- 4 委員は、理事長が委嘱する。
- 5 欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、2年ごとに半数が交替する。
- 7 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 8 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は委員長の指名による。
- 9 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 10 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代理する。
- 11 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は、意見を聞くことができる。
- 12 小委員会委員の選出及び運営並びに分科会委員の選出及び運営は、委員会で決定する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもつて成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(報告)

第6条 委員会は、認証評価のための自己点検・評価報告書を作成するほか、認証評価に関わる自己点検・評価活動全般を担う。

- 2 委員会は、2年ごとに活動報告書を作成し、理事長に提出するものとする。
- 3 委員長は、委員会で審議した事項及び評価した事項について、毎年理事長及び学長に報告しなければならない。

(自己点検・評価結果の活用)

第7条 本学の自己点検・評価結果は公表し、閲覧に供するものとする。

- 2 理事長、学長及び各部署長並びに理事会は、自己点検・評価の結果を、教育・研究及び診療並びに管理運営の向上と活性化に活用するものとし、改善が必要と認められたものについては、その改善に努めなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課が担当する。

- 2 管理運営小委員会の事務は、総務部総務課が担当する。
- 3 教育活動小委員会の事務は、大学事務部学務課が担当する。
- 4 研究活動小委員会の事務は、大学事務部研究課が担当する。

附 則

この規程は、平成8年12月3日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

■ 専任教員の各種業務負担率（％）

No.	氏名	教 育			研究	診療	管理運営
		医学部	博士課程	修士課程			
1	木梨達雄	10	5	5	30	0	50
2	北田容章	20	20	20	25	0	15
3	中村加枝	35	10	5	30	0	20
4	小林拓也	20	15	15	40	0	10
5	中邨智之	20	10	10	40	0	20
7	人見浩史	20	20	10	30	0	20
8	六車恵子	20	20	20	20	0	20
9	西山利正	10	10	5	15	30	30
10	赤根 敦	30	10	10	30	0	20
11	齊藤貴徳	20	10	10	10	30	20
①	長谷公隆	20	10	10	20	25	15
②	蔦 幸治	20	10	10	20	30	10
14	平野伸二	35	5	5	20	0	35
15	北脇知己	25	15	10	20	0	30
③	木村 穰	10	15	15	25	25	10
17	服部文幸	10	20	20	45	0	5
18	甲田勝康	20	10	10	40	0	20
19	日笠幸一郎	10	5	30	45	0	10
20	廣田喜一	10	25	20	30	10	5
21	小早川令子	10	10	10	60	0	10
22	倉田宝保	15	5	5	25	40	10
23	海堀昌樹	5	10	5	10	60	10
24	里井壮平	10	10	5	25	35	15
25	杉江知治	20	10	10	20	30	10
26	松田達志	20	20	10	45	0	5
27	徳弘圭造	10	15	15	45	0	15
28	李 成一	10	15	15	30	0	30
29	楠本邦子	30	0	10	40	0	20
30	三澤計治	10	0	40	50	0	0

○関西医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程

(目的)

第1条 この規程は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。以下「法」という。）及びこの法律に関連した省令・告示（以下「省令等」という。）に基づき、関西医科大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）の基準を定め、もつて生物の多様性の確保を図るために拡散防止の措置を講ずるとともに実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(学長)

第2条 学長は、本学における実験の安全確保に関して統括する。

(実験安全委員会)

第3条 本学に、実験の安全な実施を確保するため、関西医科大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長の諮問に応じて次の事項について調査、審議し、及びこれらの事項に関して学長に答申又は勧告する。

- (1) 実験計画の法及び省令等並びにこの規程に対する適合性に関すること
- (2) 実験従事者に係る教育訓練及び健康管理に関すること
- (3) 危険時及び事故時の必要な処置及び改善策に関すること
- (4) その他実験の安全確保に関する必要な事項

3 委員会は、前項のほか、必要に応じて安全主任者及び実験責任者に対し、実験の安全確保に関して報告を求め又は助言することができる。

(委員)

第4条 委員会は、次の委員をもつて組織する。

- (1) 遺伝子組換え実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）
- (2) 全学教授会構成員の互選により選出された基礎社会系1名、臨床系1名、教養系1名の計3名の委員
- (3) 附属生命医学研究所長
- (4) 総合研究施設長
- (5) 実験動物飼育共同施設長
- (6) 安全衛生担当理事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた学識経験者若干名

- 2 委員会の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項の第2号、第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して6年を超えることはできない。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。ただし、安全主任者は委員長にはならないものとする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴取することができる。ただし、委員以外の者を議決に加えることはできない。

(委員会事務)

第6条 委員会に関する事務は、大学事務部研究課で行う。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(安全主任者)

第7条 本学に、実験の安全確保について、学長を補佐する安全主任者を置く。

- 2 安全主任者は、法及び省令等を十分理解するとともに、生物災害の発生を防止するための知識、技術その他これらに関連する知識及び技術を高度に習熟した本学の教授をもつて充てる。
- 3 安全主任者は、学長が指名する。
- 4 安全主任者は、次の任務を行うものとする。
 - (1) 実験従事者の適格性を認定すること
 - (2) 実験責任者に対し実験の実施について指導助言すること
 - (3) 実験責任者が実施する教育訓練について、委員会の方針に基づき指導助言すること
 - (4) 実験従事者の健康管理に必要な措置を講ずること
 - (5) 実験責任者に対し、施設、設備の管理及び保全について指導助言すること
 - (6) 実験責任者に対し、危険時及び事故時の措置について指導助言すること
 - (7) 実験計画の承認に関する書類の写及び実験成果(経過)報告書を保存すること
 - (8) その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理に当たること
- 5 安全主任者は、安全副主任者を指名することができる。

(実験責任者)

第8条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、実験従事者中、法及び省令等を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術に習熟した本学の教員とする。
- 3 実験責任者は、法及び内部規制を熟知するとともに生物被害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者で当該実験計画の遂行について責任を負うとともに、次の任務を行うものとする。
 - (1) 実験計画を立案し、学長の承認を受けること
 - (2) 実験の実施に際しては、安全主任者との緊密な連絡の下に適切な管理、監督に当たること
 - (3) 実験従事者に係る教育訓練を企画し、実施すること
 - (4) 毎年度末及び当該実験計画による実験の終了時に実験成果（経過）報告書を遺伝子組換え実験安全委員会に提出すること
 - (5) その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること
(実験従事者)

第9条 実験従事者は、病原微生物の取扱い技術並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通し、習熟している者で、第10条第3項の規定により、安全主任者の認定を受けた者とする。

- 2 実験従事者は、実験の実施に当たっては、安全確保について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、実験責任者の指示に従わなければならない。
- 3 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意しなければならない。
- 4 実験従事者は、健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合には学長に報告しなければならない。また、この事実を知り得た者も、これと同様とする。
(実験の申請手続及び審査)

第10条 すべての実験は、本条の手続を経て学長の承認を受けなければ実施することはできない。

- 2 実験責任者は、実施しようとする実験計画について、学長に、実験の承認の申請（以下「申請」という。）をしなければならない。
- 3 実験責任者は、実験責任者をふくむ実験従事者が安全主任者の認定する遺伝子組換え実験受講番号を取得していることを確認し、前項の実験計画書に明記しなければならない。
- 4 学長は、第2項及び第5項の申請があつたときは、委員会の審査を経て、実験の実施について承認を与えるか否かを決定し、申請をした者にその旨通知するものとする。この場

合において、文部科学大臣の承認又は認定を必要とする実験計画等については、あらかじめ、学長が文部科学大臣に申請するものとする。

5 実験責任者は、実験計画を変更しようとするときは、第2項に規定するところにより変更申請しなければならない。

6 委員会の審査は、実験の内容及び実施方法、実験に係る施設及び設備並びに実験従事者の実験に関する知識及び技術が法及び省令等で定める基準に適合しているか否かについても行うものとする。

7 申請の方法については、所定の様式の定めるところによる。

(実験継続の手続)

第11条 既に承認されている実験については、実験責任者は、所定の様式により毎年3月末日までに実験継続申請を行うものとする。

(実験の中止又は終了の際の手続)

第12条 実験の中止又は終了に際しては、所定の様式により学長に報告しなければならない。

(健康診断)

第13条 実験従事者は、本学が行う法に基づく健康診断を受けなければならない。

2 実験従事者の健康診断等の結果の記録はその者の実験終了後5年間保存するものとする。

(実験の実施)

第14条 実験従事者は、実験の実施に当たっては、次の各号で定めるところによらなければならない。

- (1) 実験は、法及び省令等に適合する実験室において行うこと
- (2) 実験は、承認を受けた計画に従って行うこと
- (3) 実験は、法及び省令等で定めるそれぞれのレベルに応じた実験実施要項に従った操作によつて行うこと
- (4) 実験を実施したときは、その都度実験記録を作成し、保存すること
- (5) 実験に用いる宿主、ベクター等については、拡散防止措置の条件を満たすものであることを実験の開始前及び実験中常時厳重に確認すること

(保管・運搬)

第15条 実験従事者は、遺伝子組換え生物等の保管・運搬時においては、執るべき拡散防止措置として、次の各号で定めるところによらなければならない。

- (1) 遺伝子組換え生物等を入れた容器は、密栓して外部を消毒した後、施設内のそれを表示した貯蔵庫内に保管すること
- (2) 遺伝子組換え生物等を施設外に搬出するときは、安全な密栓した容器に入れて運搬すること
- (3) 遺伝子組換え生物等によつて汚染されたものを廃棄するときは、すべて適当な処理方法によつて崩壊又は死滅させてから行うこと
- (4) 遺伝子組換え生物等によつて汚染された実験用機器を洗滌若しくは再使用するとき又は施設外に搬出するときは、事前に滅菌又は消毒すること
(施設、設備の管理、保全等)

第16条 実験責任者は、次の各号で定めるところにより施設、設備の管理、保全等を行わなければならない。

- (1) 法及び省令等に定められた施設、設備に、それぞれ必要な標識をつけること
- (2) 安全主任者の指導助言の下に、定期的に年1回当該施設が法及び省令等で定める要件を満たしていることを確認するための検査を行うこと
- (3) 実験に使用する安全キャビネットについて、安全主任者の指導助言の下に検査を行うこと
- (4) P2レベル以上の実験を行つているときは、法及び省令等で定める封じ込めのレベルに応じた表示を掲げ、実験の性質を知らない者を施設に立ち入らせないこと
(教育訓練)

第17条 実験責任者の実験従事者に対する教育訓練は、安全主任者の指導助言の下に、法及び省令等で定める事項について実施するものとする。

2 教育訓練で取得した受講番号は5年間有効とする。

(記録)

第18条 実験を適正に行うための配慮事項として、次の各号で定めるところにより記録保管をしなければならない。

- (1) 申請課題等の内容
- (2) 実施・終了報告書
- (3) 委員会議事録
- (4) 施設点検記録
- (5) 譲受・譲渡の情報（ノックアウトマウス、トランスジェニックマウス等）
- (6) 運搬記録

(7) 教育、訓練（受講記録、大学院講義等）

(8) 健康診断

（危険時及び事故時の措置等）

第19条 実験責任者は、事故等により生物災害が起こるおそれのある場合又は地震、火災その他の災害により遺伝子組換え生物等が施設外に漏出するおそれがある場合は、応急の措置を講ずるとともに、直ちに安全主任者、委員会委員長及び大学事務部長に報告した上、安全主任者の指導助言の下に、適切な措置を講じなければならない。

2 安全主任者は、前項に該当する事態が発生したときは、その状況及び講じた措置等を記載した書類を速やかに学長に提出し、遅滞なく文部科学大臣に報告するものとする。

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成17年3月9日から施行する。

2 従前の関西医科大学組換えDNA実験安全管理規程は、この規程の施行日をもって、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月11日から施行する。

○関西医科大学病原性微生物等管理規程

(目的)

第1条 この規程は、関西医科大学（以下「本学」という。）において、教育、研究その他の科学上の利用に供する病原性微生物等の所持、保管、使用、輸入、運搬、滅菌等（以下「取扱い等」という。）について必要な事項を定め、病原性微生物等の安全確保及び環境保全を適正に行うことを目的とする。

(統括)

第2条 学長は、本学における病原性微生物等の取扱い等及び管理に関して統括する。

(管理責任者)

第3条 学長を補佐するため、本学に病原性微生物等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、次の事項を所掌する。

- (1) 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に病原性微生物等を保管すること。
- (2) 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
- (3) 病原性微生物等の使用・管理を台帳等により常に記録・保存するとともに、取扱い等を行う者に、管理責任者による定期的な確認を受けさせること。
- (4) 病原性微生物等の譲渡に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化するなど適切な管理を行うとともに、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認すること。また、取扱い等を行う者に、管理責任者による承認手続き等を必ず受けさせること。
- (5) 病原性微生物等の紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
- (6) 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
- (7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第103条第3項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

(教育訓練)

第4条 病原性微生物等の取扱い等に関し、管理責任者は対象者に応じ、必要最低限の教育及び訓練を適宜施さなければならない。

2 管理責任者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第19項に規定する特定病原体等の取扱いに関する教育及び訓練につ

いては、管理区域に立ち入る者及び取扱い等業務に従事する者に対し、次の各号に定めるところにより一年を超えない期間ごとに施さなければならない。なお、特定病原体等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しない者の教育については、対象者に応じた必要最低限の教育等を適宜施さなければならない。

(1) 病原性微生物等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であつて、管理区域に立入る者は、次によること。

イ 病原性微生物等の性質

ロ 病原性微生物等の管理

ハ 病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する法令

ニ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(安全管理委員会)

第5条 病原性微生物等のレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、安全かつ適切な設備の設置と運用を実施するため関西医科大学病原性微生物安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長の諮問に応じ、「国立感染症研究所病原体等安全管理規程 別冊1「病原体等のBSL分類等」（抜粋版）」に定める病原性微生物等を使用する実験室及び管理区域に関する事、及びその他の病原性微生物等の安全管理に関して必要なことについて調査審議する。

(委員)

第6条 委員会は、次の委員をもつて組織する。

(1) 管理責任者

(2) 微生物学講座主任

(3) 生物学教室主任

(4) 附属生命医学研究所所長

(5) 総合研究施設長

(6) 実験動物飼育共同施設長

(7) 実験動物管理者

(8) 安全衛生担当理事

(9) 附属病院感染制御部部長

(10) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた病原性微生物等の管理について知見を有する者若干名

2 委員会の委員は学長が任命する。

(委員長)

第7条 管理責任者は本委員会委員長を兼務する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴取することができる。ただし、委員以外の者を議決に加えることはできない。

(委員会事務)

第8条 委員会に関する事務は、大学事務部研究課で行う。

(病原性微生物等の取扱手続等)

第9条 「国立感染症研究所病原体等安全管理規程別冊1「病原体等のBSL分類等」(抜粋版)」に定めるBSL2及びBSL3の病原性微生物等を他の機関に供与しようとするときは、予め別紙様式1により学長に申請し、承認を受けなければならない。

第10条 省令に基づき、「病原体等の名称と疾患名称の対照表」に記載された特定病原体等の取扱手続等は、次の各号による。

- (1) 一種病原体等は、本学が国又は政令で定める法人に含まれないため、所持できないものとする。
- (2) 二種病原体等は、所持、輸入、譲渡し及び譲受けに先だって、別紙様式2を提出のうえ、学長が厚生労働大臣の許可を得るものとする。
- (3) 三種病原体等は、所持した日より7日以内に別紙様式3を提出のうえ、学長が厚生労働大臣に届け出るものとする。
- (4) 四種病原体等は、厚生労働大臣への届出は不要であるが、保管、使用、運搬、滅菌等に関して、管理責任者の確認を受けるものとする。

(健康診断)

第11条 病原性微生物等を使用する教職員は、本学が行う法に基づく健康診断を受けなければならない。

2 実験従事者の健康診断等の結果の記録はその者の実験終了後5年間保存するものとする。

(健康診断後の措置)

第12条 学長は、前条に定める健康診断の結果、教職員等に「国立感染症研究所病原体等安全管理規程別冊1「病原体等のBSL分類等」(抜粋版)」に定めるBSL2とBSL3の病原性微生物等による感染が疑われるときには、直ちに安全確保のために必要な以下の各

号の措置を講ずるものとする。

- (1) 当該教職員等に適切な医療機関での診断・治療を受けさせ、必要な期間の出勤停止措置を取る。
- (2) 当該教職員の周辺の人に二次感染の可能性に関する情報を提供し、適切な医療機関での診断を受けさせる。
- (3) 当該病原性微生物等の取扱いを停止し、管理区域及び周辺を立ち入り禁止とし、保健所等の助言を得て消毒を行う。

(血清の保存)

第13条 学長は、教職員等の健康管理の一助とするため、BSL3の病原性微生物等を取り扱う教職員等を対象として取扱開始前の血清を保存することができる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和元年9月10日から施行する。